

# 令和8年度 高等学校等就学支援金制度等 に関する都道府県担当者等説明会

## 【第1部】

高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律の施行等について

## 【第2部】

就学支援金制度等の運用について

令和8年4月8日

初等中等教育局 高等学校振興課 高校修学支援室

# 令和8年度 高等学校等就学支援金制度等 に関する都道府県担当者等説明会

【第1部 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部  
を改正する法律の施行等について】

令和8年4月8日

初等中等教育局 高等学校振興課 高校修学支援室

# 改正の概要

# 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律の概要

## 趣旨

令和7年2月の政党間合意等に基づく「いわゆる高校無償化」を実現するため、高等学校等の授業料に充てるための高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）について所得制限を撤廃する等の措置を講ずる。

## 概要

### 1. 目的規定の見直し【改正後の第1条関係】

現行の目的規定を改正し、我が国社会を担う豊かな人間性を備えた人材を育成するため、高等学校等における教育に係る経済的負担の一部を社会全体で負担し、その経済的な状況にかかわらず就学支援金の支給を受けられることができるようにすることにより、自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境の整備を図ることとしたこと。

### 2. 受給資格の見直し

#### (1) 所得制限の撤廃

所得制限を撤廃し、就学支援金の支給に当たって保護者等の収入の状況を問わないこととしたこと。

#### (2) 国籍及び在留資格等に基づく支給対象者の見直し【改正後の第3条第1項関係】

支給対象者を、日本国籍を有する者、特別永住者又は永住者の在留資格をもって在留する者その他これに準ずる者として文部科学省令で定める者に限定することとしたこと。

### 3. 費用負担の見直し【改正後の第15条第1項関係】

都道府県が行う就学支援金の支給に要する費用について、国が全額負担することを改め、国がその4分の3を負担することとしたこと。

### 4. 経過措置【附則第2条から第4条まで関係】

改正法の施行の日前から引き続き高等学校等に在学する者が、本改正により支給対象者から外れる場合には、なお従前の例により就学支援金の支給を受けられるよう措置するなど、所要の経過措置について規定したこと。

### 5. 検討規定【附則第5条関係】

政府は、この法律の施行後3年以内に、新法の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ、就学支援金の受給資格その他の支給の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしたこと

## 施行期日

令和8年4月1日【附則第1条関係】

# 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令について

## 1. 背景

- 令和7年10月の政党間合意において、就学支援金の支給上限額については、私立全日制は現行 39.6 万円を 45.7 万円とするとともに、私立通信制については、支給上限額を 33.7 万円とする」こととされている。
- 令和8年3月31日に成立した「高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律」に基づく新たな就学支援金制度を実施するため、以下の内容を定める。

## 2. 改正内容

### 1. 就学支援金の支給限度額の見直し

支給対象高等学校等の区分に応じて定める高等学校等就学支援金の支給限度額（月額）を改定する（右表参照）。

### 2. その他

その他所要の規定の整備を行う。

## 施行期日

令和8年4月1日

## 【参考】改正後の支給限度額の年額

(円)

区分	国立	公立	私立
高等学校全日制	115,200	118,800	457,200
高等学校定時制	(115,200)	32,400	457,200
高等学校通信制	(115,200)	6,240	337,200
中等教育学校後期課程	115,200	118,800	457,200
特別支援学校高等部	4,800	4,800	457,200
高等専門学校	234,600	234,600	457,200
専修学校 高等課程・一般課程 昼間学科	(166,800)	457,200	457,200
専修学校 高等課程・一般課程 夜間等学科	(166,800)	(457,200)	457,200
専修学校 高等課程・一般課程 通信制学科	(166,800)	(337,200)	337,200
各種学校	(115,200)	457,200	457,200
特定教育施設	118,800	(457,200)	(457,200)

※括弧書きは実際には存在しないもの。

# 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則及び公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令について

## 1. 背景

令和7年2月の政党間合意や、令和8年3月31日に成立した「高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律」などに基づく新たな就学支援金制度を実施するため、以下の内容を定める。

## 2. 改正内容

### 1. 各種学校である外国人学校を指定する規定の削除

専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものから、いわゆる外国人学校（各種学校であって、我が国に居住する外国人を専ら対象とするもののうち、文部科学大臣が指定したもの。第1条第1項第4号）を削除する。

### 2. 永住者に準ずる者の規定

永住者の在留資格をもって在留する者に準ずる者として文部科学省令で定める者を以下の通り定める。

- 「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」の在留資格をもって在留する者
- 「定住者」の在留資格をもって在留する者のうち、将来永住する意思があると認められた者
- 「家族滞在」の在留資格をもって在留する者のうち、小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

### 3. その他

その他所要の規定の整備を行う。

## 施行期日

令和8年4月1日

# 高等学校等就学支援金・新制度における国籍・在留資格等に関する支給要件等

区分	該当例	在留期間	支援金の支給	(参考)
①日本国籍を有する者	日本人、日本に帰化した外国人	—	支給対象	
②特別永住者	特別永住者として本邦に在留する者	無期限	支給対象	
③永住者等	永住者	法務大臣から永住の許可を得た者	無期限	支給対象
	日本人の配偶者等	日本人の配偶者、子、特別養子	5年、3年、1年又は6月	
	永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年、3年、1年又は6月	
④定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者（第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等）	5年、3年、1年又は6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年以内）	定住者のうち、「将来永住する意思があると認められた者」は、支給対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新制度対象外の在校生（留学生含む）には、旧制度の支援を継続。</li> <li>●新制度対象外の新入生（留学生除く）には、旧制度と同等の水準の予算措置を実施。</li> </ul>
⑤家族滞在	教授、芸術等の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける子など	法務大臣が個々に指定する期間（5年以内）	家族滞在のうち、小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者」は、支給対象	
⑥右記の在留資格により在留する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外交、公用</li> <li>・文化活動</li> <li>・留学、研修</li> <li>・特定活動</li> </ul> 等	区分の内容に応じて15日から5年の期間	支給対象外	

※在留資格の取得・変更・更新は、全て法務大臣の許可が必要。

# 留意事項

## 1. 本制度の趣旨の周知等

支給対象高等学校等及びその設置者等は、その円滑な実施を図るため、本来、受給対象となる者が制度の不知により、支援の対象から漏れることがないように、制度の内容について十分な周知等を行うこと。

## 2. 就学支援金の支給等に関する事務処理等

(1) 就学支援金は授業料債権に充てることとされているものであり、制度の趣旨及び目的に鑑みれば、あらかじめ就学支援金相当分を差し引いた上で授業料を徴収することが基本である。一方、授業料を徴収した後に就学支援金相当額を還付する方式を採用することも考えられるが、その場合においても、少なくとも在校生に係る就学支援金の支給額については、各都道府県において早期に決定し、学校において可能な限り早期に授業料債権との相殺がなされるよう配慮すること。なお、この点については、文部科学省において、より実現しやすくするための執行上の配慮を検討していること。

また、経済的事情等により授業料を負担することが困難な者に対しては、その徴収を就学支援金が支給されるまでの間猶予するなど、生徒・保護者等の負担に十分配慮すること。この際、授業料徴収猶予等の仕組みの不知による不利益が生じないように、生徒・保護者等に対する周知・説明を行うこと。

## 2. 就学支援金の支給等に関する事務処理等

(2) 各地方公共団体及び支給対象高等学校等の設置者においては、就学支援金の支給等に関する事務について、後日改めて示す予定である「高等学校等就学支援金事務処理要領」等を踏まえ、適切に処理すること。特に、申請に当たっては、従来、収入要件判定を行う必要性から、個人情報の取扱いに十分留意するとともに、生徒・保護者等のプライバシーへの配慮を依頼してきたところであるが、今般の改正法による新制度においては、国籍・在留資格等による判定を行う必要性から、引き続き、個人情報の取扱いについて十分留意するとともに、プライバシーに特段の配慮を行うこと。

具体的には、オンライン申請の活用に加えて、書類の提出が必要な申請手続きの場合には、封をした封筒で、受付を他の生徒の目に触れにくい事務室などで行うなどの方法を検討・活用していただきたいこと。なお、令和8年度より実施する「高校生等・新修学支援」事業を含め、高等学校等修学支援事業費補助金については、書類提出による申請手続きが一般的であることから、上記と同様の方法により、生徒・保護者等のプライバシーに特段の配慮を行うこと。

(3) 改正後の施行規則第1条の2第1号ロに規定する「高等学校等（中略）の卒業又は修了後、就労して引き続き本邦に在留する意思があると認められるもの」については、高等学校等の卒業又は修了後直ちに就労する意思があることのみならず、高等学校等の卒業又は修了後に大学等に進学し、その卒業又は修了後に就労する意思があることについても認められるものであること。

(4) 改正省令の経過措置（第1Ⅲ4参照）の対象となるいわゆる外国人学校は、令和8年3月31日時点において指定告示の別表第1及び第2に掲げる各種学校及び平成25年2月20日文部科学省告示第17号による改正前の指定告示別表第3に掲げる各種学校に限られること。

## 3. 高等学校等における授業料等

各学校における授業料、入学料、その他費用（以下「授業料等」という。）の額の設定については、設置者の権限と責任において行われるべきものであるが、今回の制度改正に伴って合理性のない値上げを行うことは望ましくないこと。

例えば、値上げの理由が明確でないなど、生徒等がその経済的な状況にかかわらず、自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境の整備を図るという制度改正の趣旨に反するような合理性のない値上げは望ましくないこと。

授業料等を値上げする場合には、その合理性等について、保護者や生徒等に対して説明責任を尽くすよう努めること。特に、大幅な値上げを行った学校においては、より明確な説明を行うこと。

私立高等学校等において授業料等の額を設定する際は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）第27条及び別表第2において、授業料と施設整備資金はそれぞれ別に事業活動収支計算書に計上する旨規定されていること等を踏まえ、適切に対処すること。また、授業料だけでなく、入学金や施設整備資金など、入学後に保護者が負担することとなる費用について、各学校等において一覧化して公表する等、保護者に対して適切な情報提供が行われるように努めること。

なお、文部科学省においては、今後、「三党合意に基づく令和8年度以降の高校教育等の振興方策について」（令和7年10月29日 自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム）において、

- ・授業料等納付金に係る情報について、インターネット上で一元的に確認できる仕組みを整備することや、
- ・私学助成を交付する場合の減額措置の基本的な考え方や規定例等を示し、都道府県に対して合理性のない値上げを防止する仕組みの構築を促すこととし、こうした仕組みが整備されない都道府県に対しては、国からの私学助成に要する補助金を減額すること

とされていることを踏まえた対応を検討していること。

## 4. 高等学校等の生徒等に係る教育費負担等の一層の軽減

- (1) 本制度は、支給対象者である高校生等がその経済的な状況にかかわらず自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境の整備を図ることを目的としており、各都道府県や学校法人等においては、国の支援の拡充によって生じた財源等を活用し、現在実施されている高等学校等の生徒等への経済的負担の軽減に係る事業について、特定の生徒等にのみ手厚く支援を行うのではなく、真に必要なものに対して拡充を行うなど、支援の充実に引き続き努めることが期待されること。
  
- (2) 就学支援金に関して、学校法人自らの経営上の取組等によって特に有利な取扱いを行うものであるかのような認識を入学志願者に与えることがないよう留意すること。  
その際、授業料や就学支援金の説明に当たっては、役務の取引条件について実際のもの又は競争業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示に該当するおそれがある場合には、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）の規定に基づく処分の対象となる可能性もあることから、支給対象となる高等学校等に対し十分留意するよう周知すること。
  
- (3) 法律上の支援の対象外となる外国籍生徒及び外国人学校の生徒についても、予算事業である「高校生等・新修学支援」により、従前と同等の支援が受けられるように措置していること。各都道府県においては、「高校生等・新修学支援」について、就学支援金制度と併せて生徒・保護者等に周知すること。なお、本事業の地方負担について、地方財政措置が講じられることとされていること。

## 4. 高等学校等の生徒等に係る教育費負担等の一層の軽減

(4) 本制度とあわせて、授業料以外の教育費に対する支援の拡充を一体的に推進することが重要であることから、高校生等の授業料以外の教育費を支援する「奨学のための給付金」について、中所得層への範囲の拡充を図るとともに、従来の国庫補助率3分の1を2分の1に引き上げたこと。各都道府県においては、「奨学のための給付金」についても、就学支援金制度と併せて生徒・保護者等に周知すること。とりわけ、今般の授業料支援の拡充が生徒の進路選択の拡大を目指しているものであることから、高校生等奨学給付金や各都道府県等が実施する貸与型の奨学金事業など、授業料以外の教育費用に対する支援策の周知の充実が重要である。

そのため、これらの制度の不知により支援の対象から漏れることがないように、制度の内容について十分な周知等を行うこと。なお、本事業の地方負担について、地方財政措置が講じられることとされていること。

(5) 予算事業による支援も含めて、中学校段階からの周知が重要であるため、各都道府県教育委員会は、市町村教育委員会と連携して、別途送付する予定のリーフレットやホームページを活用したり、中学校の進路指導担当に情報提供したりするなどして、制度の周知に努めること。

とりわけ中学校段階で就学援助を受けている世帯に対しては、例えば、スクールソーシャルワーカーから就学支援金を含めた高校生等の修学支援の仕組みをプッシュ型で紹介するなどの方法により、周知の充実を図ること。

(6) 各都道府県の授業料減免制度や「奨学のための給付金」などの手続きに必要な書類と重複する場合、提出書類の省略や提出時期を工夫する等、手続における学校現場や生徒・保護者等の負担軽減に配慮すること。

## 5. 費用負担の見直しに関する対応

費用負担の見直しについては、地方財政計画の歳出に全額計上するとともに、地方の安定財源を確保した上で、一般財源総額を増額確保していること。個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入することとしていること。なお、就学支援金の支給事務は法定受託事務であり、都道府県における事務処理が義務付けられているものであるところ、遺漏ないように実施されたいこと。

## 6. 高等学校等における教育の質の向上

本制度とあわせて、高等学校等における教育の質の向上や、授業料以外の教育費に対する支援の拡充を一体的に推進することが重要であり、高等学校等における教育の質の向上に向けては、「「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）～2040年に向けた「N-E.X.T.（ネクスト）ハイスクール構想」～」の公表について（通知）」（令和8年2月13日付け7文科初第2242号）（別添12）のとおり、高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）の内容について十分了知の上、それを踏まえた高校教育改革の取組に努めること。

特に、各都道府県においては、教育委員会と知事や関係部局、大学、地域の関係者や産業界とが連携・協働し、グランドデザインを踏まえた高校教育改革の実行計画を策定することはもとより、改革先導拠点の検討や具体的運用等に取り組むこと。その際、産業界のニーズや地域別就業構造の推計等を十分に踏まえ、例えば、地元の企業等の専門家による先端分野の指導や就業経験の充実など、産業界との連携・協働を強化すること。

また、学校をより魅力ある場にするため、校長のリーダーシップの下、スクール・ミッションやスクール・ポリシーに基づく学校運営や教育活動の具体化を図り、学校評価等の活用によるPDCAを徹底すること。その際、生徒の学びの成果や課題を把握し、その結果等を学校の教育活動の改善に生かすとともに、公表する仕組みの構築が必要であること。また、学校選択や生徒・保護者の学校理解促進のため、学校の概要や活動状況、授業料等、生徒の進路の状況などについて、積極的な情報公開の促進を図り、高校教育の質の向上を確保する仕組みづくりを検討すること。

なお、私立高等学校等の教育の質の向上等については、従前から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条の5の規定により、都道府県知事は、私立学校に関する事務を管理・執行するに当たり、必要と認めるときは、教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができることとされており、こうした規定等も踏まえ、教育委員会の協力も得ながら、所轄庁としての機能を充実させていくことが期待されること。

## 7. 本制度改正に伴う検証について

改正法においては、施行後3年以内に、新法の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加えることとしており、今後、各都道府県等における状況を把握するために逐次調査を行う予定であり、その際には御協力いただきたいこと。

# 令和8年度 高等学校等就学支援金制度等 に関する都道府県担当者等説明会

## 【第2部 就学支援金制度等の運用について】

令和8年4月8日

初等中等教育局 高等学校振興課 高校修学支援室

# 目次

1. 令和8年度予算について
2. 高等学校等就学支援金制度
  - ①リーフレットについて
  - ②生徒への周知について
  - ③事務処理要領について
  - ④Q A 主なものについて
  - ⑤e-Shien事務処理システムの改修リリース時期等について
3. 高校生等・新修学支援
4. 高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）
5. 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直し・専攻科）  
交付要綱等（骨子）
6. その他
  - ①各制度の運用に係る事項等について

# 1. 令和8年度予算について

# 高等学校等就学支援金等

令和8年度予算額  
(前年度予算額)

5,824億円  
(4,074億円)

<内訳> 高等学校等就学支援金交付金 5,800億円  
 公立高等学校授業料不徴収交付金 0.1億円  
 高等学校等就学支援金事務費交付金 24億円



文部科学省

## 背景説明

- 家庭の経済状況にかかわらず、自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境を整備し、高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



## 目的・目標

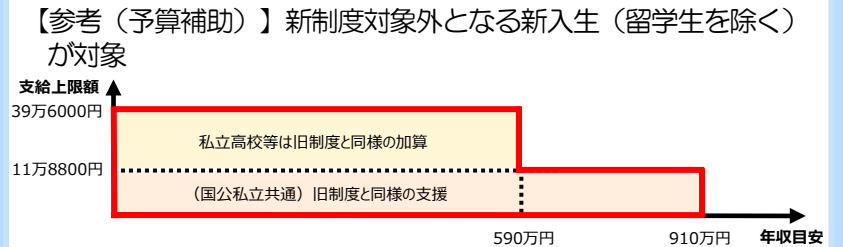
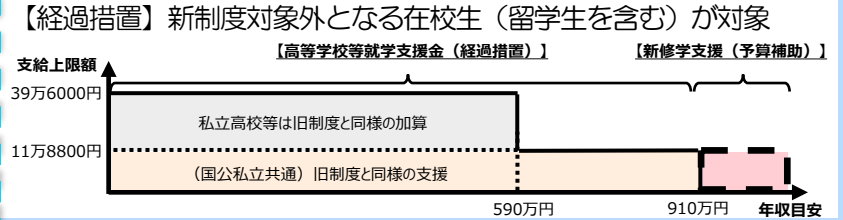
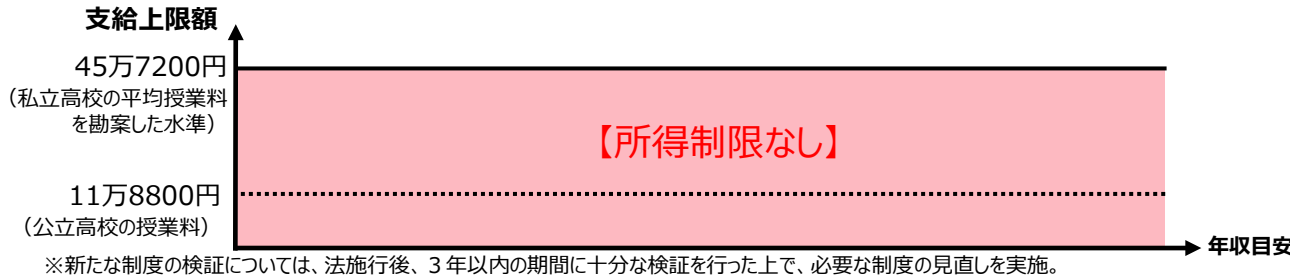
- 高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境を整備し、教育の機会均等を図り、もって、我が国社会を担う豊かな人間性を備えた人材の育成に資する。

## 事業内容 (事業実施期間：平成22年度～、【新制度】令和8年度～)

- ◆ 自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チームによる三党合意（令和7年10月29日、令和7年12月18日）に基づき、いわゆる高校無償化については、我が国社会を担う人材育成のため、高校生等の授業料に充てる高等学校等就学支援金制度の拡充を図り、年収に関わらず、高等学校等に通う日本人等の生徒を対象に、高等学校等就学支援金を支給。また、国と地方の役割分担の在り方を踏まえ、これまでの10/10国負担から1/4の都道府県負担を導入。

**【新制度】 所得制限：なし**  
**支給上限額：11万8800円（公立）、45万7200円（私立）**

- ※ 国立高校等についても、実質無償。
- ※ 私立高校等の通信制課程に通う生徒の支給上限額は 33万7200円。



## 新制度対象校種

高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校

## 新制度対象者

上記の対象校種に在学し、日本国内に住所を有する者のうち、以下①～⑦のいずれかに該当する者。  
 ①日本国籍を有する者、②特別永住者、③永住者、④日本人の配偶者等、⑤永住者の配偶者等、⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者、⑦家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

## 実施主体

公・私立高校等：都道府県  
 国立高校等：国

## 負担割合

公・私立高校等：国3/4、都道府県1/4  
 国立高校等：国10/10

## 事業趣旨

- 「三党合意に基づく令和8年度以降の高校教育等の振興方策について（令和7年10月29日 自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム）」において、これまで高等学校等就学支援金制度で対象としていた外国籍生徒及び外国人学校の扱いについて、「現行制度の受給資格を見直し、在留資格を要件とする制度を導入することとし、高等教育の修学支援新制度と同様に「留学等」の我が国に定着することが見込まれない在留資格者を対象外とする。また、各種学校のうち外国人学校を指定する制度については、廃止する。」とされた。
- その上で、「在校生（留学生を含む）については、在学関係が続く限り現行制度による支援を継続する。新入生については、従前の制度では支給対象となっていた者（留学生を除く）には、収入要件の設定を含めて現行制度による支援と同等の水準で支援する」こととされたことを踏まえ、都道府県が当該生徒に係る授業料を支援する場合、国が都道府県に対して補助する。

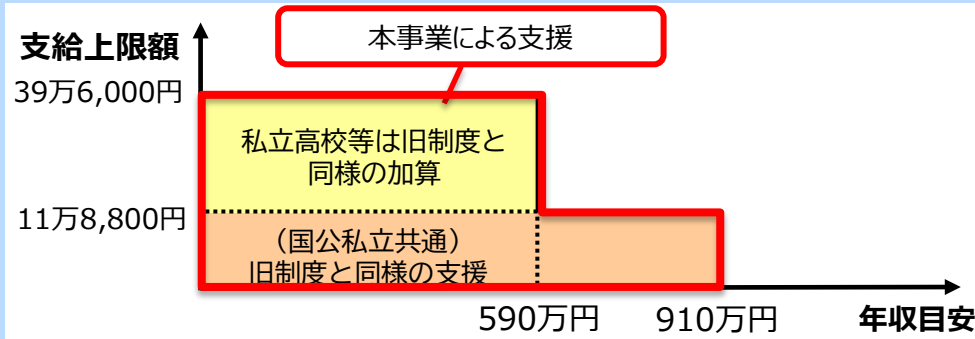
## 事業内容

- 高等学校等就学支援金制度の見直しに伴い、新制度の対象外となる外国籍及び外国人学校の生徒に対して、旧制度と同等の水準で、都道府県が当該生徒に係る授業料を支援する場合、国が都道府県に対して所要額の3/4を補助する。（高等学校等修学支援事業費補助金）

### ① R8新入生対象

(就学支援金新制度対象外の外国籍及び外国人学校の生徒) ※留学生除く

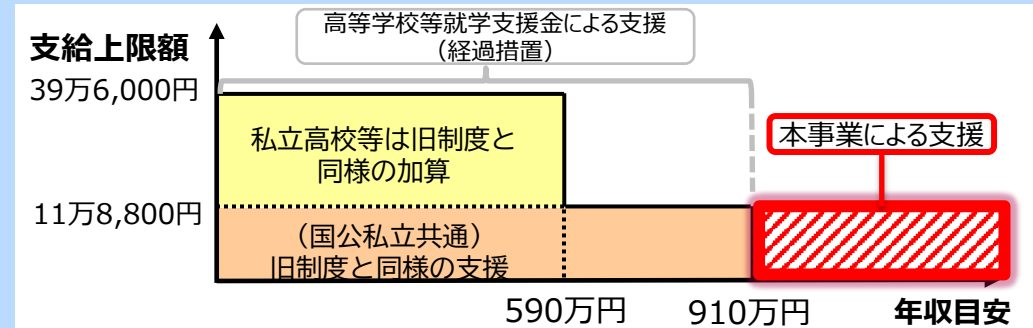
- ◆ 令和8年4月以降に入学する生徒のうち、就学支援金の旧制度であれば、支給対象となりうる年収約910万円未満世帯の生徒（留学生除く）を対象に、上限39.6万円/年の授業料に係る支援金を支給する場合



### ② R8在校生対象

(就学支援金新制度対象外で経過措置が適用される外国籍及び外国人学校の生徒) ※留学生含む

- ◆ 令和8年3月末から引き続き高等学校等に在籍する生徒（在校生。留学生含む）であって、旧制度であれば就学支援金の所得制限を受けている年収約910万円以上世帯の生徒等を対象に、上限11.88万円/年の授業料に係る支援金を支給する場合



## 対象校種

旧制度であれば対象となる改正前の就学支援金法第2条に規定する高等学校等（新制度で廃止となった各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校を含む）

## 対象者

就学支援金新制度の対象外となる外国籍又は外国人学校の生徒

## 補助対象経費

都道府県が行う本事業に要する経費（事務費含む）  
※国立高校等は国が事業を実施

## 実施主体

公・私立高校等：都道府県  
国立高校等：国

## 負担割合

公・私立高校等：国3/4、都道府県1/4  
国立高校等：国10/10

# 高校等で学び直す者に対する修学支援

令和8年度予算額  
(前年度予算額)

6億円  
5億円



文部科学省

## 背景説明

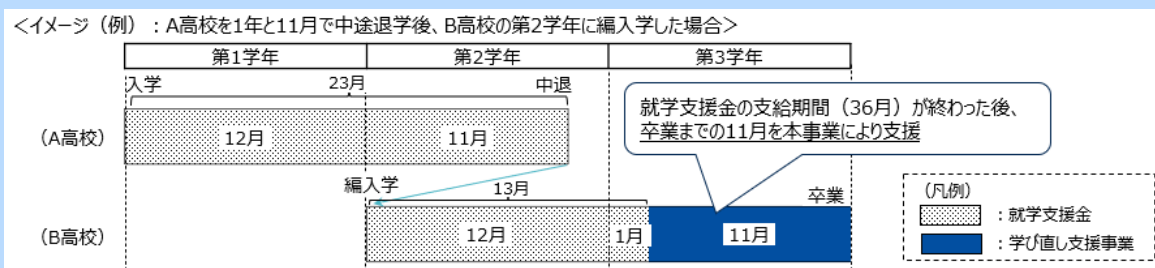
○家庭の経済状況にかかわらず、高校等を中途退学した後、再び高校等で学び直す者が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

## 目的・目標

○都道府県が行う高校等に係る学び直し支援事業に対して、国がその経費を補助することにより、高校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって我が国社会を担う豊かな人間性を備えた人材の育成に資する。

## 事業内容（事業実施期間：平成26年度～【新制度】令和8年度～）

- ◆ 高校等を中途退学した後、再び高校等で学び直す者に対して、都道府県が、就学支援金の支給期間後も、卒業までの最長12月（定時制・通信制は最長24月）、継続して授業料に係る支援金を支給。また、国と地方の役割分担の在り方を踏まえ、これまでの10/10国負担から1/4の都道府県負担を導入。



### ① 就学支援金新制度対象者 (日本国籍・特別永住者等)

- ◆ 所得制限なし
- ◆ 337,200円/年を上限として支給

### ② 就学支援金新制度の対象外となる外国籍又は外国人 学校の生徒（R8.4以降に新たに学び直し支援を受ける者(留学生除く)）

- ◆ 年収910万円未満世帯の生徒等を対象に、118,800円/年を上限として支給
- ◆ 私立高校等に通う年収590万円未満世帯の生徒等を対象に、297,000円/年を上限として支給

### ③ 就学支援金新制度の対象外となる外国籍又は外国人 学校の生徒（R8.3末に学び直し支援を受けていた者(留学生含む)）

- ◆ 世帯年収に関わらず、118,800円/年を上限として支給
- ◆ 私立高校等に通う年収590万円未満世帯の生徒等を対象に、297,000円/年を上限として支給

※主として定時制・通信制高校の学び直し支援2年目を想定。

## 対象校種

- ① 就学支援金新制度対象校  
②・③ 旧制度であれば対象となる改正前の就学支援金法第2条に規定する高等学校等（新制度で廃止となった各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校を含む）

## 対象者

- ①については就学支援金新制度対象者、②・③については就学支援金新制度の対象外となる者  
※いずれも高等学校等に在学した期間が通算して36月を超える者で就学支援金の在学期間の要件以外の受給資格を有する者

## 実施主体

公・私立高校等：都道府県  
国立高校等：国

## 負担割合

公・私立高校等：国3/4、都道府県1/4  
国立高校等：国10/10

(担当：初等中等教育局高等学校振興課高校修学支援室)

# 高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）

令和8年度予算額 322億円  
 (前年度予算額 152億円)



## 背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



## 目的・目標

○高等学校等の授業料以外の教育費に充てるために、高校生等奨学給付金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

## 事業内容（事業実施期間：平成26年度～）

◆ 高校生等の授業料以外の教育費負担を軽減するための高校生等奨学給付金について、令和7年10月の三党の合意を踏まえ、対象を中所得世帯（年収490万円程度）まで拡充するとともに、国の補助割合を1/3から1/2へ変更する。

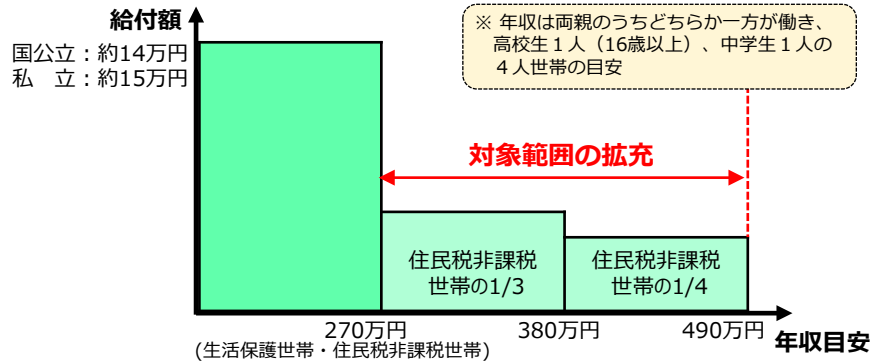
※ 授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、入学学用品費、教科外活動費、通信費 など

■ 三党合意に基づく令和8年度以降の高校教育等の振興方策について（令和7年10月29日 自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム）（抜粋）

### (3) 高校生等奨学給付金の低中所得世帯への拡充

● 子供たちが希望する高校等へ進学し、学びを継続できるようにするため、授業料以外の教育費の支援を充実させる。具体的には、高校生等奨学給付金について、中所得層までの範囲の拡大や地方に負担が生じることのないよう来年度から国の負担割合を10分の10とすることなど見直しをする。

### <令和8年度 支援スキーム>



### <令和8年度予算案 給付額>

世帯区分	年収270万円未満 (生活保護世帯・住民税非課税世帯)		拡充部分				
			年収270～380万円 (非課税世帯の1/3)		年収380～490万円 (非課税世帯の1/4)		
	国公立	私立	国公立	私立	国公立	私立	
生活保護世帯	32,300円	52,600円					
上記以外の世帯	全日制等	143,700円	152,000円	47,900円	50,670円	35,930円	38,000円
	通信制	50,500円	52,100円	16,830円	17,370円	12,630円	13,030円

## 対象校種

高等学校、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校

※旧制度であれば対象となる改正前の就学支援金法第2条に規定する高等学校等（新制度で廃止となった各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校を含む）は、生活保護世帯・住民税非課税世帯の支援のみ対象。

## 対象者

日本国内に住所を有する者のうち、以下のいずれかに該当する者。

①日本国籍を有する者、②特別永住者、③永住者、④日本人の配偶者等、⑤永住者の配偶者等、⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者  
 ⑦家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

※就学支援金新制度の対象外となる外国籍又は外国人学校の生徒（R8新入生である留学生を除く）は、生活保護世帯・住民税非課税世帯への支援のみ対象。

## 補助対象経費

都道府県が行う高校生等奨学給付金事業に要する経費

## 実施主体

都道府県

## 補助割合

国 1/2 都道府県 1/2

# 高校等専攻科の生徒への修学支援

令和8年度予算額 6億円  
(前年度予算額 5億円)



## 背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、高等学校等の専攻科に通う生徒が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



## 目的・目標

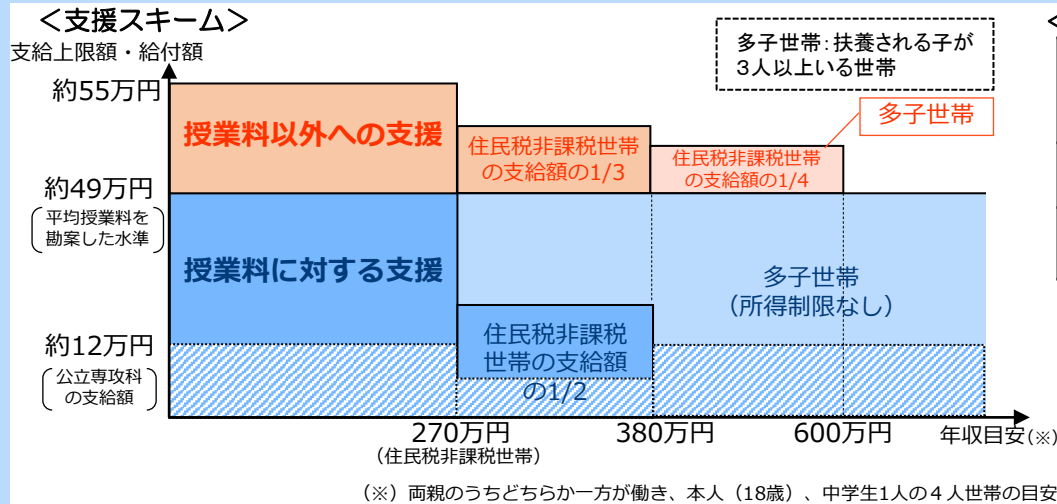
○都道府県が行う高等学校等の専攻科に通う生徒への支援事業に対して、国がその経費を補助することにより、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

## 事業内容（事業実施期間：令和2年度～）

◆ 高等学校等の専攻科に通う低所得世帯（家計が急変した世帯を含む）や多子世帯の生徒に対して、都道府県が授業料及び授業料以外の教育費について支援事業を行う場合、国が都道府県に対してその経費の一部を補助。

### ◆ 令和8年度予算案

- **授業料への支援**：私立高校等の専攻科の支給上限額を**49万3,200円**（平均授業料を勘案した水準）に引き上げる。
- **授業料以外の教育費への支援**：① 年収270～600万円程度の世帯の給付額を引き上げる。  
⇒ 年収270～380万円程度：住民税非課税世帯の1/5→**1/3** 年収380～600万円程度の多子世帯：住民税非課税世帯の1/5→**1/4**
- ② 国の補助割合を1/3から1/2へ変更する。

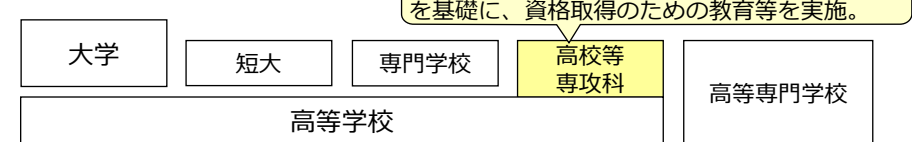


**<1人当たり支給上限額・給付額>** (単位：円)

区分	年収270万円未満 (住民税非課税世帯)		年収270～380万円		多子世帯 (所得制限なし)	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立
授業料	118,800	493,200 (+66,000)	59,400	246,600 (+33,000)	118,800	493,200 (+66,000)
授業料以外	50,500	52,100	16,830 (+6,730)	17,370 (+6,950)	※12,630 (+2,530)	※13,030 (+2,610)

※年収380～600万円程度世帯のみ対象

### <各教育機関の位置づけ>



## 対象校種

高等学校及び特別支援学校の専攻科  
※授業料以外の教育費への支援においては、特別支援教育就学奨励費の対象となる特別支援学校の専攻科を除く。

## 対象者

日本国内に住所を有する者のうち、以下①～⑦のいずれかに該当する者。  
①日本国籍を有する者、②特別永住者、③永住者、④日本人の配偶者等、⑤永住者の配偶者等、⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者、⑦家族滞在のうち小学校、中学校及び高校等を卒業した者であって、高校等専攻科の修了後、日本で就労して定着する意思があると認められた者  
※上記①～⑦のいずれにも該当しない者は、旧制度を適用。

## 補助対象経費

高校等専攻科に通う生徒に対して都道府県が行う支援事業に要する経費

## 実施主体

都道府県

## 補助割合

授業料：国 1/2、都道府県 1/2  
授業料以外の教育費：国 1/2、都道府県 1/2

## 【参考資料】

支給限度額、国籍・在留資格等の要件等

# 高等学校等就学支援金・新制度における支給限度額（年額）

区分	国立	公立	私立
高等学校全日制	115,200	118,800	457,200
高等学校定時制	(115,200)	32,400	457,200
高等学校通信制	(115,200)	6,240	337,200
中等教育学校後期課程	115,200	118,800	457,200
特別支援学校高等部	4,800	4,800	457,200
高等専門学校	234,600	234,600	457,200
専修学校 高等課程・一般課程 昼間学科	(166,800)	457,200	457,200
専修学校 高等課程・一般課程 夜間等学科	(166,800)	(457,200)	457,200
専修学校 高等課程・一般課程 通信制学科	(166,800)	(337,200)	337,200
各種学校	(115,200)	457,200	457,200
特定教育施設	118,800	(457,200)	(457,200)

※括弧書きは実際には存在しないもの。

# 高等学校等就学支援金・新制度 支給期間・支給限度額

		公立		私立	
		定額授業料の場合	単位制授業料の場合	定額授業料の場合	単位制授業料の場合
高等学校 全日制	支給期間	36月	36月	36月	36月
	支給限度額	9,900円/月	4,812円/単位 ※2	38,100円/月	18,528円/単位 ※2
高等学校 定時制	支給期間	48月	48月	48月	48月
	支給限度額	2,700円/月	1,740円/単位 ※2	38,100円/月	18,528円/単位 ※2
高等学校 通信制	支給期間	48月	48月	48月	48月
	支給限度額	520円/月	336円/単位 ※2	28,100円/月	13,668円/単位 ※2
中等教育学校 後期課程	支給期間	36月	36月	36月	36月
	支給限度額	9,900円/月	4,812円/単位 ※2	38,100円/月	18,528円/単位 ※2
特別支援学校 高等部	支給期間	36月	—	36月	—
	支給限度額	400円/月	—	38,100円/月	—
高等専門学校 (1～3学年)	支給期間	36月	—	36月	—
	支給限度額	19,550円/月	—	38,100円/月	—
専修学校 高等課程・一般課程 昼間学科	支給期間	36月	36月	36月	36月
	支給限度額	38,100円/月	18,528円/単位 ※2	38,100円/月	18,528円/単位 ※2
専修学校 高等課程・一般課程 夜間等学科	支給期間	(48月)	(48月)	48月	48月
	支給限度額	(38,100円/月) ※1	(18,528円/単位) ※1、2	38,100円/月	18,528円/単位 ※2
専修学校 高等課程・一般課程 通信制学科	支給期間	(48月)	(48月)	48月	48月
	支給限度額	(28,100円/月) ※1	(13,668円/単位) ※1、2	28,100円/月	13,668円/単位 ※2
各種学校	支給期間	36月	—	36月	—
	支給限度額	38,100円/月	—	38,100円/月	—

※1 括弧書きは実際には存在しないもの  
 ※2 通算74単位、年間30単位まで

# 【参考】令和2～7年度の高等学校等就学支援金における支給限度額（年額）

区分	国立		公立		私立	
	590万円未満	590万円以上 910万円未満	590万円未満	590万円以上 910万円未満	590万円未満	590万円以上 910万円未満
高等学校全日制	115,200	115,200	118,800	118,800	396,000	118,800
高等学校定時制	(115,200)	(115,200)	32,400	32,400	396,000	118,800
高等学校通信制	(115,200)	(115,200)	6,240	6,240	297,000	118,800
中等教育学校後期課程	115,200	115,200	118,800	118,800	396,000	118,800
特別支援学校高等部	4,800	4,800	4,800	4,800	396,000	118,800
高等専門学校	234,600	118,800	234,600	118,800	396,000	118,800
専修学校 高等課程・一般課程 昼間学科	(118,800)	(118,800)	396,000	118,800	396,000	118,800
専修学校 高等課程・一般課程 夜間等学科	(118,800)	(118,800)	(396,000)	(118,800)	396,000	118,800
専修学校 高等課程・一般課程 通信制学科	(118,800)	(118,800)	(297,000)	(118,800)	297,000	118,800
各種学校	(118,800)	(118,800)	118,800	118,800	396,000	118,800
各省所管学校	118,800	118,800	—	—	—	—

※括弧書きは実際には存在しないもの

# 高等学校等就学支援金・新制度における国籍・在留資格等に関する支給要件等

区分	該当例	在留期間	支援金の支給	(参考)
①日本国籍を有する者	日本人、日本に帰化した外国人	—	支給対象	
②特別永住者	特別永住者として本邦に在留する者	無期限	支給対象	
③永住者等	永住者	法務大臣から永住の許可を得た者	無期限	支給対象
	日本人の配偶者等	日本人の配偶者、子、特別養子	5年、3年、1年又は6月	
	永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年、3年、1年又は6月	
④定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者（第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等）	5年、3年、1年又は6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年以内）	定住者のうち、「将来永住する意思があると認められた者」は、支給対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新制度対象外の在校生（留学生含む）には、旧制度の支援を継続。</li> <li>●新制度対象外の新入生（留学生除く）には、旧制度と同等の水準の予算措置を実施。</li> </ul>
⑤家族滞在	教授、芸術等の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける子など	法務大臣が個々に指定する期間（5年以内）	家族滞在のうち、「小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者」は、支給対象	
⑥右記の在留資格により在留する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外交、公用</li> <li>・文化活動</li> <li>・留学、研修</li> <li>・特定活動</li> </ul> 等	区分の内容に応じて15日から5年の期間	支給対象外	

※在留資格の取得・変更・更新は、全て法務大臣の許可が必要。

## 2. 高等学校等就学支援金制度

### ①リーフレットについて

# 令和8年度 高等学校等就学支援金の周知用リーフレット

大切なお知らせ

令和8年度（2026年度）版

## 高校生の「授業料支援制度」 が新しくなります。



高等学校等の授業料支援制度の改正により、所得制限が撤廃され、多くの方が**授業料の支援**を受けることができるようになりました。



**申請手続きが必要です。**支援を希望される方は、学校からの案内に従って、申請手続きを行ってください。  
※なお、一部対象外となる場合もあります。詳細は2枚目以降をご確認ください。

以下の支援制度で新たに高等学校等の学びを支えます。

### 授業料の支援

#### 高等学校等就学支援金【新制度】

**世帯年収に関わらず**高等学校等に通う日本人等の生徒を対象に、**授業料を支援する制度**です。

※日本国籍以外の方については、国籍・在留資格等の要件があります。詳しくは3ページ目をご確認ください。  
※高等学校等就学支援金【新制度】が対象外の方についても、授業料の支援制度があります。詳しくは、4ページをご確認ください。

対象となる学校種は次のとおりです

高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校

#### （参考）授業料以外の支援

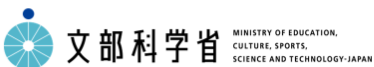
#### 高校生等奨学給付金

教科書費、教材費など、**授業料以外**の教育費を支援する返還不要の給付金制度です。  
詳しくは、高校生等奨学給付金のリーフレットをご確認ください。

本制度は、家庭の状況にかかわらず、すべての意思にある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、その授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。社会全体の負担より、自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境を整備し、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。



文部科学省のwebサイトには、制度の最新・詳細情報などを掲載しています。



高校生等への修学支援 検索

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm)



日本国籍の方用

## 高等学校等就学支援金【新制度】

### 高等学校等就学支援金について

令和8年度（2026年度）から高校生の授業料支援の対象者の範囲が広がりました。返済は不要です。申請後、**日本国内に住所を有し、国籍・在留資格等の要件が認められ**、受給資格を得ると授業料に対し高等学校等就学支援金が支援されます。

支援額の例  
（支給上限年額）

国立高校（全日制等）：11万5200円、私立高校（全日制等）：45万7200円  
公立高校（全日制等）：11万8800円、私立高校（通信制）：33万7200円  
※ 学校種により異なります。



学校により、高等学校等就学支援金の支給決定までの間、授業料を徴収し、就学支援金相当額を後日還付する場合があります。なお、経済的に困難な家庭に対しては、授業料徴収の猶予措置等を利用できる場合もあります。詳細は学校へお問い合わせください。

### 生徒等の在留資格に関する要件

#### 国籍・在留資格等の要件

**高等学校等（外国人学校を除く）※に在学中、  
日本国内に住所を有する者のうち日本国籍を有する生徒等**

※ お住いの都道府県によって必要書類が異なる場合があります。  
※ 高等学校等（外国人学校を除く）とは、高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校

### 申請方法

#### 【オンライン申請】

e-Shienにおいて、オンライン申請が可能です。学校から配布されたログインID通知書を参照の上、申請を行ってください。※ 学校・学校の所在する都道府県から別の案内がある場合は、その指示に従ってください。

### 高等学校等就学支援金

お問い合わせ  
について

学校または都道府県へお問い合わせください。

公立

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/1292209.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292209.htm)

私立

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/1292214.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292214.htm)



# 令和8年度 高等学校等就学支援金の周知用リーフレット

日本国籍以外の方用

## 高等学校等就学支援金【新制度】

### 高等学校等就学支援金について

令和8年度（2026年度）から高校生の授業料支援の対象者の範囲が広がりました。返済は不要です。申請後、**日本国内に住所を有し、国籍・在留資格等の要件が認められ、**受給資格を得ると授業料に対し高等学校等就学支援金が支給されます。

支援額の例 (支給上限額)	国立高校（全日制等）：11万5200円、私立高校（全日制等）：45万7200円 公立高校（全日制等）：11万8800円、私立高校（通信制）：33万7200円 ※ 学校種により異なります。
------------------	---



学校により、高等学校等就学支援金の支給決定までの間、授業料を徴収し、就学支援金相当額を後日還付する場合があります。なお、経済的に困難な家庭に対しては、授業料徴収の猶予措置等を利用していただく場合があります。詳細は学校へお問い合わせください。

### 生徒等の在留資格に関する要件

国籍・在留資格等の要件	必要書類
<b>高等学校等（外国人学校を除く）※に在学し、日本国内に住所を有する者のうち日本国籍以外の方で、以下の在留資格等を有する生徒等</b> ①特別永住者 ②永住者 ③日本人の配偶者等 ④永住者の配偶者等 ⑤定住者のうち将来永住する意思があると認められた者 ⑥家族滞在のうち日本の小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者	生徒等の以下のいずれかの書類 ・住民票の写し（原本） ・特別永住者証明書の写し（コピー） ・在留カードの写し（コピー） （家族滞在は以下の書類も提出） ・日本の小学校及び中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書

※ お住いの都道府県によって必要書類が異なる場合があります。  
 ※ 高等学校等（外国人学校を除く）とは、高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校

### 申請方法

**【書類申請】**  
 受給資格認定申請書に生徒本人の上記記載の必要書類を添付して学校に提出ください。  
 ※ 申請書等は、学校・学校の所在する都道府県からの案内や指示に従ってください。

### 高等学校等就学支援金

お問い合わせについて

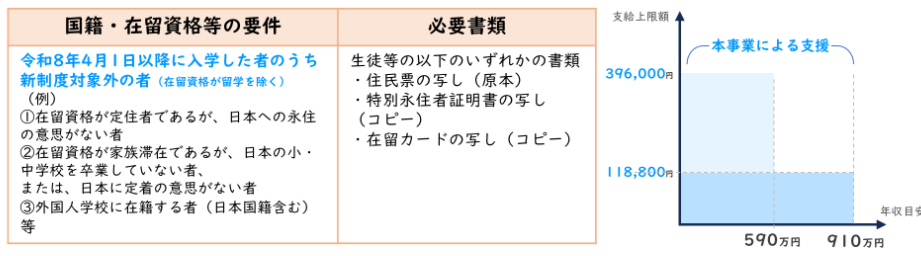
学校または都道府県へお問い合わせください。

公立 <a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292209.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292209.htm</a>	私立 <a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292214.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292214.htm</a>
---	---

## 就学支援金新制度対象外となる生徒等への支援

### 新入生（留学生を除く）

令和8年4月以降に入学する生徒のうち、旧制度の就学支援金であれば、支給対象となりうる**年収約910万円未満**の世帯に属する生徒（※留学生を除く）は、**高校生等・新修学支援金**の対象となります。授業料に対し、所得に応じて**年額上限39万6,000円**の支援金が支給されます。



### 在校生（留学生を含む）

○令和8年3月31日以前から高等学校等※に在籍する生徒等（在校生）のうち、**高等学校等就学支援金【新制度】**を対象外になった方

①**年収約910万円未満の世帯に属する生徒等**  
 旧制度の就学支援金において**年収約910万円未満の世帯に属する在校生（留学生を含む）**については、**（経過措置）高等学校等就学支援金【旧制度】**の対象となります。授業料に対し、所得に応じて**年額上限39万6,000円**の支援金が支給されます。

②**年収約910万円以上の世帯に属する生徒等**  
 旧制度の就学支援金において所得制限を受けていた**年収約910万円以上の世帯に属する生徒等**については、**高校生等・新修学支援金**の対象となります。授業料に対し、所得にかかわらず**年額上限11万8,800円**の支援金が支給されます。

国籍・在留資格等の要件	必要書類
<b>新制度対象外の者のうち令和8年3月31日時点で高等学校等就学支援金の受給資格を有している者</b> (例) ①在留資格が定住者であるが、日本への永住の意思がない者 ②在留資格が留学等の者 ③外国人学校に在籍する者（日本国籍含む）等	生徒等の以下のいずれかの書類 ・住民票の写し（原本） ・特別永住者証明書の写し（コピー） ・在留カードの写し（コピー）

※ 高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校、外国人学校

### 申請方法

**【書類申請】**  
 受給資格認定申請書に生徒本人の上記記載の必要書類を添付して学校に提出ください。  
 ※ 申請書等は、学校・学校の所在する都道府県からの案内や指示に従ってください。

# 令和8年度 高校生等奨学給付金の周知用リーフレット

大切なお知らせ

## 高校生の 学びを支えます。

奨学のための  
給付金

### 高校生等奨学給付金

教科書費、教材費など、**授業料以外の教育費**を支援する  
**返還不要の給付金**です。

#### 対象世帯

- 生活保護世帯 ・ 住民税所得割が非課税の世帯
- 年収**270万円以上380万円未満**の世帯 **拡充**
- 年収**380万円以上490万円未満**の世帯 **拡充**

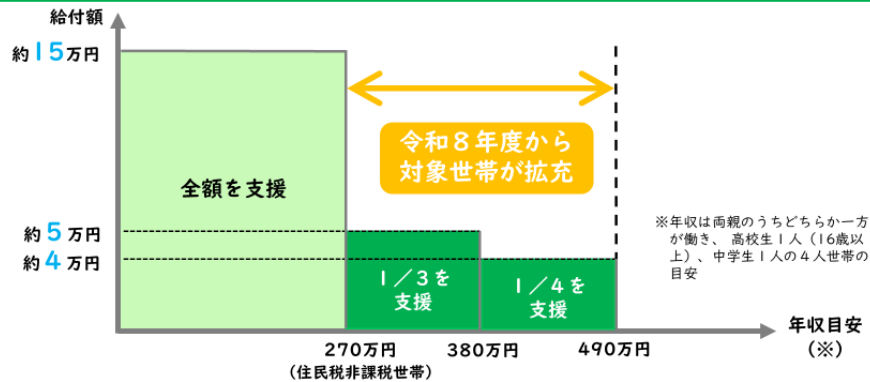
※ 生徒の国籍・在留資格等で対象となる世帯の範囲が異なります(詳細は次頁参照)。  
※ 家計が急変して上記の世帯になった場合も対象になります。

#### お申し込み

- お住まいの都道府県または学校への申し込みが必要です。
- 新入生は、4～6月に一部早期支給の申請ができます。

※ 授業料支援の高等学校等奨学支援金とは別々に申し込みが必要です。  
※ 都道府県によって実施状況が異なります。

#### 令和8年度の支援イメージ(私立高校・全日制の場合)



詳しくは、**お住まいの都道府県または学校**にお問い合わせください。  
文部科学省のwebサイトに都道府県のお問合せ先などを掲載しています。  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm)



#### 生徒等の国籍・在留資格等に関する要件

##### 国籍・在留資格等の要件

高等学校等(外国人学校を除く)に在学する以下の国籍・在留資格等を有する生徒等の世帯

- ① 日本国籍を有する者
- ② 特別永住者
- ③ 永住者
- ④ 日本人の配偶者等
- ⑤ 永住者の配偶者等
- ⑥ 定住者のうち将来永住する意思があると認められた者
- ⑦ 家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

①

高等学校等に在学する①以外の生徒等及び外国人学校に在学する生徒等の世帯

②

##### 必要書類

生徒等の以下のいずれかの書類  
・ 就学支援金等の支給決定通知の写し  
・ 特別永住者証明書の写し  
・ 在留カードの写し  
・ 住民票の写し(原本)  
(家族滞在は以下の書類も提出)  
・ 小学校及び中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書

生徒等の以下のいずれかの書類  
・ 就学支援金等の支給決定通知の写し  
・ 在留カードの写し  
・ 住民票の写し(原本)

※ お住まいの都道府県によって必要書類が異なる場合があります。

#### 保護者等の所得に関する要件

ご自身の所得割額などは  
マイナポータルで「わたしの情報」  
から確認できます。



保護者等全員の**道府県民税所得割額**と**市町村民税所得割額**の**合算額**(※)により判定します。

※ 生活保護世帯は生徒等の生業扶助(高等学校等就学費)の措置状況により判定

##### 所得要件

- ① 上記①の生徒等の世帯で以下のいずれかに該当する世帯  
・ 生活保護世帯  
・ 住民税非課税世帯  
・ 所得割額の合算額が100円～105,500円の世帯(年収270～380万円世帯)  
・ 所得割額の合算額が105,500円～182,500円の世帯(年収380～490万円世帯)
- ② 上記②の生徒等の世帯で以下のいずれかに該当する世帯  
・ 生活保護世帯  
・ 住民税非課税世帯

##### 必要書類

以下のいずれかの書類  
・ 生徒等の生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書  
・ 保護者等全員の課税証明書又は非課税証明書等

#### 令和8年度の給付額

令和8年度 給付額 (年額)	生活保護世帯・住民税非課税世帯 (年収270万円未満世帯)		所得割額が100円以上105,500円未満 (年収270～380万円世帯)		所得割額が105,500円以上182,500円未満 (年収380～490万円世帯)		
	国公立	私立	国公立	私立	国公立	私立	
生活保護世帯	3万2,300円	5万2,600円					
上記以外の世帯	全日制等	14万3,700円	15万2,000円	4万7,900円	5万670円	3万5,930円	3万8,000円
	通信制	5万500円	5万2,100円	1万6,830円	1万7,370円	1万2,630円	1万3,030円

#### 家計急変支援について

- 保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職などの都道府県が定める**家計急変事由が発生**したことで、**従前得ていた収入を得ることができない場合**に支援を受けることができます。
- 家計急変事由が発生した場合、**速やかにお住まいの都道府県または学校へ相談**して下さい。

##### 主な要件

対象となる家計急変事由に該当

世帯年収が所得要件相当まで減少  
※ 生徒等の国籍・在留資格によって基準が異なります。

##### 給付額

7月1日までに申請  
年額を給付

7月2日以降に申請  
年額を月割りにした額を給付

## 2. 高等学校等就学支援金制度 ②生徒への周知について

# 申請手続き案内に当たっての留意点

(令和8年3月13日衆議院文部科学委員会における附帯決議)

(令和8年3月31日参議院文教科学委員会における附帯決議)

## (令和8年3月13日衆議院文部科学委員会における附帯決議)

### ●高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

四 就学支援金の申請手続きに当たっては、支給対象となる者が漏れないよう十分配慮するとともに、予算上の支援対象となる者についても全ての生徒が当該支援を受けられるよう必要な措置を講ずるものとする。また、就学支援金と予算上の支援の対象者が異なるため、それぞれの申請・認定手続きの際に、プライバシーに関して十分配慮したものとすること。

## (令和8年3月31日参議院文教科学委員会における附帯決議)

### ●高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

四、就学支援金の申請手続きに当たっては、支給対象となる者が漏れないよう十分配慮するとともに、予算上の支援対象となる者についても全ての生徒が当該支援を受けられるよう必要な措置を講ずること。また、就学支援金と予算上の支援の対象者が異なるため、それぞれの申請・認定手続きの際に、生徒等のプライバシーや個人情報の保護に関して十分な対策を講ずるとともに、学校現場で生徒間の分断・差別等を招くことのないよう十分配慮すること。

# 申請手続き 案内イメージ (新入生の例)

## 高等学校等就学支援金 高校生等・新修学支援金 (申請手続き)

### 【新入生等用】

※新入生の方、これまで受給資格を得ていない方はこの資料を使用して下さい。

- このリーフレットは、高校生等の学びを支えるための授業料支援である「高等学校等就学支援金」や「高校生等・新修学支援金」を受給するための申請手続きの案内です。
- 申請者は、生徒の皆さんです。プライバシーへの配慮が必要な書類なので、自宅に持ち帰って手続きをしてください。
- 必要があれば、保護者の方や信頼できる方に相談しながら手続きをしてください。

大切なお知らせ

令和8年度(2026年度)版

## 高校生の「授業料支援制度」 が新しくなります。



高等学校等の授業料支援制度の改正により、所得制限が撤廃され、多くの方が**授業料の支援**を受けることができるようになりました。



**申請手続きが必要です。**支援を希望される方は、学校からの案内に従って、申請手続きを行ってください。  
※なお、一部対象外となる場合もあります。詳細は2枚目以降をご確認ください。

以下の支援制度で新たに高等学校等の学びを支えます。

### 授業料の支援

#### 高等学校等就学支援金【新制度】

**世帯年収に関わらず**高等学校等に通う日本人等の生徒を対象に、**授業料**を支援する制度です。

※日本国籍以外の方については、国籍・在留資格等の要件があります。詳しくは3ページ目をご確認ください。  
※高等学校等就学支援金【新制度】が対象外の方についても、授業料の支援制度があります。詳しくは、4ページをご確認ください。

対象となる学校種は次のとおりです

高等学校(全日制・定時制・通信制)、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1~3年)、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程(中学校卒業者を入所資格とするもの)を置くもの、海上技術学校

### (参考) 授業料以外の支援

#### 高校生等奨学給付金

教科書費、教材費など、**授業料以外**の教育費を支援する返還不要の給付金制度です。  
詳しくは、高校生等奨学給付金のリーフレットをご確認ください。

本制度は、家庭の状況にかかわらず、すべての意思にある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、その授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。社会全体の負担より、自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境を整備し、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。



文部科学省のwebサイトには、制度の最新・詳細情報などを掲載しています。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY JAPAN



高校生等への修学支援

検索

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm)



## 高等学校等就学支援金【新制度】

### 【日本国籍の生徒等（オンライン申請用）】

- 学校によって、日本国籍の方は、オンライン申請が利用できる場合があります。
- 学校からID・パスワードの案内があった場合には、以下のURLからアクセスし、手続きを行ってください。
- プライバシーへの配慮が必要な書類なので、自宅に持ち帰って手続きをしてください。

#### ●e-Shienオンライン申請システム



<https://www.e-shien.mext.go.jp/eshien-s-web/login/login>

#### ●e-Shienオンライン申請システム利用マニュアル



[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/01753.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01753.html)

# 令和8年度の申請書類(国籍が「日本国」以外の生徒等)

## 高等学校等就学支援金【新制度】 高校生等・新修学支援金

### 【日本国籍以外の生徒等(同時・書類申請用)】

- 日本国籍以外の生徒等は、書類による申請となります。
- 学校から案内に従って、次のページからの書類に必要事項を記入し、必要な書類を添付して、学校の事務室に、申請書類を提出してください。
- プライバシーへの配慮が必要な書類なので、自宅に持ち帰って手続きをしてください。

様式 I (高等学校等就学支援金・高校生等・新修学支援金 同時申請用)  
【外国人学校以外・日本国籍以外の方用】

外国人学校以外・日本国籍以外の方用

### 高等学校等就学支援金・高校生等・新修学支援金 同時・申請手続き書類

国籍が「日本国以外」であって、高等学校等就学支援金・新制度の対象外になる可能性のある生徒の方は、以下の書類を提出ください。提出の際は、ホッチキスなどで綴じてバラバラにならないよう提出ください。

- 高等学校等就学支援金 受給資格認定申請書(様式 I-1)
- 高校生等・新修学支援金申請意向及び同意について(様式 I-2)
- 高校生等・新就学支援金 受給資格認定申請書(様式 I-3)

#### 【留意事項】

- 1 手続き書類の記入は必ず自宅で行ってください。
- 2 申請書類を封筒に入れて、学校の事務室に提出してください。

## 2. 高等学校等就学支援金制度

### ③事務処理要領について

# 事務処理要領の構成

# 事務処理要領の構成

## 1. 高等学校等就学支援金・新制度

- ① 改正法（令和8年法律第8号）による改正後の「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」本則規定に基づく就学支援金の支給に関する事務処理
- ② 新制度の対象外となるものの、改正法附則第2条及び改正省令（令和8年文部科学省令第18号）附則第2項の規定が適用され、従前の例によることとされている在校生の取り扱い  
→高等学校等就学支援金・新制度 事務処理要領（第1版）を参照。

## 2. 高等学校等就学支援金・旧制度

- 改正法（令和8年法律第8号）附則第2条及び改正省令（令和8年文部科学省令第18号）附則第2項の規定に基づく就学支援金の支給に関する事務処理  
→高等学校等就学支援金事務処理要領（第14版）（令和7年4月）を参照。

# 提出書類関係

## 書類申請の場合の提出書類

国籍	在留資格等	提出書類
日本国	—	○国籍を確認できる書類（*）令和8年度は、原則提出不要としています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人番号カード（表裏両面）の写し（コピー）</li> <li>● 住民票の写し（原本。コピー不可。）</li> </ul>
日本国 以外	特別永住者	○国籍を確認できる書類（以下の中からいずれか1点） <ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人番号カード（表裏両面）の写し（コピー）</li> <li>● 住民票の写し（原本。コピー不可。国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの）</li> <li>● 特別永住者証明書の写し（コピー）</li> </ul>
	永住者 日本人の配偶者等 永住者の配偶者等 定住者	○国籍・在留資格・在留期間を確認できる書類（以下の中からいずれか1点） <ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人番号カード（表裏両面）の写し（コピー）</li> <li>● 住民票の写し（原本。コピー不可。国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの）</li> <li>● 在留カードの写し（コピー）</li> </ul>
	家族滞在	①国籍・在留資格・在留期間を確認できる書類（以下の中からいずれか1点） <ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人番号カード（表裏両面）の写し（コピー）</li> <li>● 住民票の写し（原本。コピー不可。国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの）</li> <li>● 在留カードの写し（コピー）</li> </ul> ②日本国の小学校及び中学校を卒業したことを確認できる書類（以下2点） <ul style="list-style-type: none"> <li>● 小学校の卒業証書の写し（コピー）又は卒業証明書</li> <li>● 中学校の卒業証書の写し（コピー）又は卒業証明書</li> </ul>

※都道府県によって、提出書類は異なることがあるので、都道府県・学校からの案内に従って申請手続きをしてください。

※上記以外の在留資格の方は、新制度の対象にはなりません。

ただし、対象外の在留資格であっても、「在校生の方」及び「在留資格「留学」を除く新入生の方」は、従来と同様の支援を受けられる可能性があるため、学校を通じて申請手続きをしてください。

※個人番号カードの写しを学校に提出させる場合は、特定個人情報を取り扱うため、都道府県からの適切な事務の委託、規程の整備などが必要であり、これらが整っていない学校では、書類を受け付けることはできません。

# 高等学校等就学支援金・新制度における国籍・在留資格等に関する本人確認手段（例）

区分	該当例		在留期間	支援金の支給	(参考) 高等学校等就学支援金等 の支給限度額	主な本人確認手段 「個人番号カード」の コピー以外のもの
①日本国籍を有する者	日本人、日本に帰化した外国人		—	支給対象	支給限度額・年額(※3) 45.72万円	● 住民票の写し(原本)
②特別永住者	特別永住者として本邦に在留する者		無期限	支給対象	支給限度額・年額(※3) 45.72万円	● 住民票の写し(原本)(※1)又は「特別永住者証明書」のコピー
③永住者等(※2)	永住者	法務大臣から永住の許可を得た者	無期限	支給対象	支給限度額・年額(※3) 45.72万円	● 住民票の写し(原本)又は「在留カード」のコピー
	日本人の配偶者等	日本人の配偶者、子、特別養子	5年、3年、1年又は6月			
	永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年、3年、1年又は6月			
④定住者(※2)	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者(第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等)		5年、3年、1年又は6月又は法務大臣が個々に指定する期間(5年以内)	定住者のうち、「将来永住する意思があると認められた者」は、支給対象	[[支給対象の場合]] ● 支給限度額・年額(※3) 45.72万円	● 住民票の写し(原本)又は「在留カード」のコピー
⑤家族滞在(※2)	教授、芸術等の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける子など		法務大臣が個々に指定する期間(5年以内)	家族滞在のうち、「小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者」は、支給対象	[[支給対象外の場合]] ①新制度対象外の <u>在校生(留学生含む)</u> には、旧制度の支援を継続。 ②新制度対象外の <u>新入生(留学生除く)</u> には、旧制度と同等の水準の予算措置を実施。 ③①及び②の場合の支給限度額・年額	● 住民票の写し又は「在留カード」のコピー ● 小・中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書
⑥右記の在留資格により在留する者(※2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>外交、公用</li> <li>文化活動</li> <li>留学、研修</li> <li>特定活動</li> </ul> 等		区分の内容に応じて15日から5年の期間	支給対象外	③①及び②の場合の支給限度額・年額 39.6万円又は11.88万円(※4)	● 住民票の写し又は「在留カード」のコピー

※1 国籍が「日本国以外」の場合は、国籍・在留資格・在留期間等の情報等が記載されたもの。

※2 在留資格の取得・変更・更新は、全て法務大臣の許可が必要。

※3 支給限度額は、国公私立の別、学校種別で異なる。(高等学校の例) 国立11.52万円、公立11.88万円、私立(全日制)45.72万円、私立(通信制)33.72万円。

※4 新制度対象外の生徒への支援における支給限度額は、国公私立の別、学校種別、親権者の収入の状況で異なる。(私立高等学校の例) 年収590万円未満の場合39.6万円、年収910万円以上の場合11.88万円。

# 申請・認定手続きの流れ

# 令和8年度における申請・認定手続き

○ 認定事務手続きに要するシステム改修に時間を要すること、**在留資格等の要件確認の方法を変更したことなどを踏まえ**、原則として、以下のとおり、国籍によって申請方法を分けて実施するものとする。

○ **国籍が「日本国」の場合**

<申請手続き> 【オンライン申請】

- ① 4月 受給資格認定申請等（新入生・未認定者全員の国籍等確認）  
在校生受給資格確認（在校生・R7認定者の国籍等確認）

<事務処理> 【エクセル等による手作業】

- ② 5月～6月 受給資格判定（支給権者【都道府県】）
- ③ 7月以降 住基情報を基にした判定結果・検査  
（住基3情報による国籍確認）

氏名、住所、生年月日

○ **国籍が「日本国以外」又は国籍・在留資格が不明の場合**

<申請手続き> 【書類による申請】

- ① 4月 受給資格認定申請等（新入生・未認定者全員の国籍等確認）  
在校生受給資格確認（在校生・R7認定者の国籍等確認）

<事務処理> 【エクセル等による手作業】

- ② 5月～6月 受給資格判定（支給権者【都道府県】）

# 高等学校等就学支援金 手続きスケジュール(イメージ)

	令和7年度												令和8年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
高等学校等就学支援金	新入生 4月		6月末～7月上旬			9月末～10月							4月		6月末～7月上旬									
	申請	審査	認定・支給決定	収入状況届	確認	認定・支給決定	[R7限り] 臨時支援金(認定業務)						申請	審査	認定・支給決定	判定結果・検査(住基情報)								
	生徒・保護者 → 高校等 → 自治体											生徒・保護者 → 高校等 → 自治体												
	通年、家計が急変した者については、随時申請を受付																							

[生徒・保護者] 原則として、オンライン申請。  
 [支給権者(都道府県)] e-Shien事務処理システムを活用した審査・認定事務処理。

[生徒] 原則として、国籍が「日本国」の場合はオンライン申請。  
 「日本国以外」は書類による申請。  
 [支給権者(都道府県)] エクセル等を使用した手作業による審査・認定事務処理。

## 第2 留意事項 2 就学支援金の支給等に関する事務処理等

(1) 就学支援金は授業料債権に充てることとされているものであり、**制度の趣旨及び目的に鑑みれば、あらかじめ就学支援金相当分を差し引いた上で授業料を徴収することが基本**である。一方、授業料を徴収した後、就学支援金相当額を還付する方式を採用することも考えられるが、その場合においても、**少なくとも在校生に係る就学支援金の支給額については、各都道府県において早期に決定し、学校において可能な限り早期に授業料債権との相殺がなされるよう配慮すること。なお、この点については、文部科学省において、より実現しやすくするための執行上の配慮を検討していること。**

また、**経済的事情等により授業料を負担することが困難な者に対しては、その徴収を就学支援金が支給されるまでの間猶予**するなど、生徒・保護者等の負担に十分配慮すること。この際、授業料徴収猶予等の仕組みの不知による不利益が生じないよう、生徒・保護者等に対する周知・説明を行うこと。

【令和8年3月31日 7文科初第2880号 文部科学省初等中等教育局長通知】

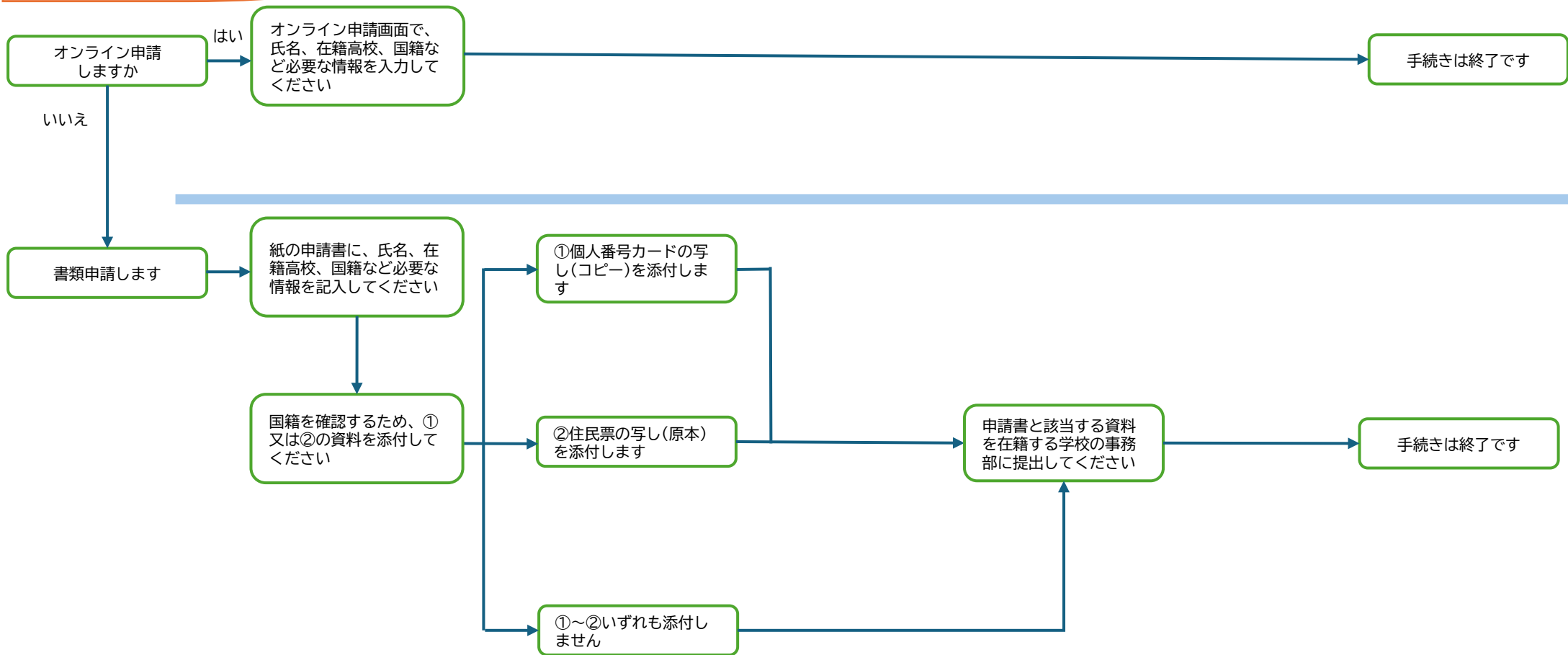
(注)

- [生徒] R8以降のイメージは、高等学校等就学支援金・新制度が適用される生徒等のスケジュール・イメージ。都道府県によって実情は異なる。
- [生徒・保護者] 経過措置が適用される在校生(国籍が「日本国以外」で在留資格が家族滞在で我が国に定着の意思がないものなど)については、R7と同様のスケジュールとなる。
- [支給権者(都道府県)] R8においては、審査・認定事務処理は、エクセル等を使用した手作業により対応。

# 申請手続きの流れ

# 高等学校等就学支援金・新制度における【令和8年度申請手続きの流れ】① (国籍が「日本国」の場合の例)

## 令和8年度の手続き



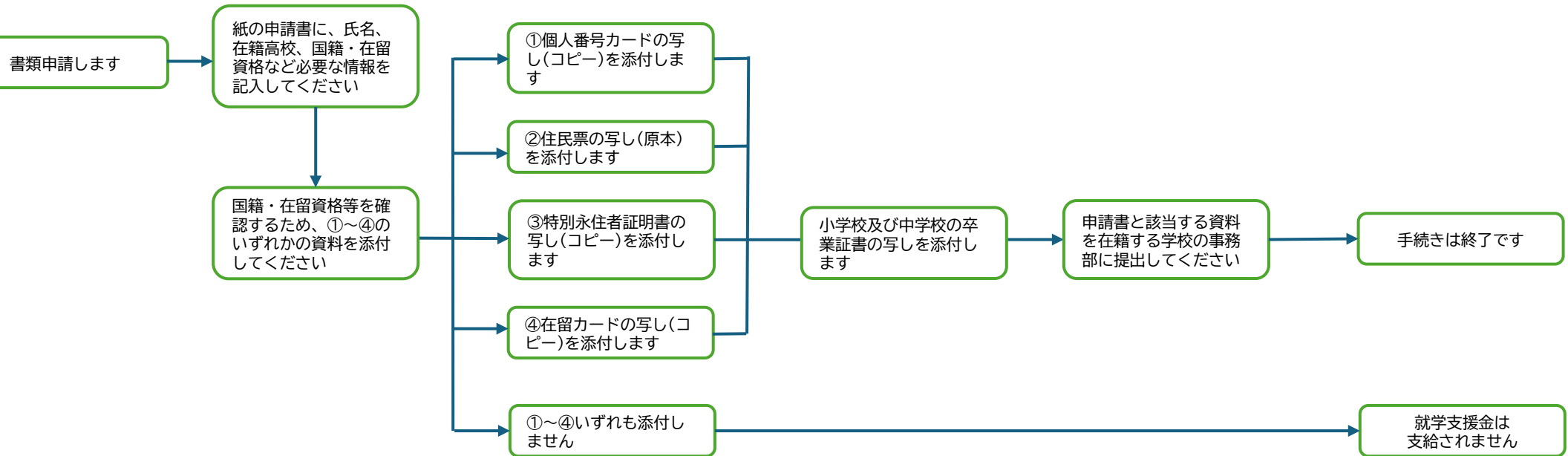
※システム改修の都合上、国籍が「日本国以外」の生徒等は、令和8年度はオンライン申請ができませんので、ご了承ください。

※国籍が「日本国以外」の生徒等がオンライン申請した場合、再度、書類の提出による申請が必要となり、高等学校等就学支援金の支給決定の時期が遅くなる場合があります。

※都道府県によって、手続きが異なりますので、詳しくは都道府県・学校からの案内を確認してください。

# 高等学校等就学支援金・新制度における【令和8年度申請手続きの流れ】② (国籍が「日本国以外」で在留資格が「家族滞在」の例)

## 令和8年度の手続き



※ システム改修の都合上、国籍が「日本国以外」の生徒等は、令和8年度はオンライン申請ができませんので、ご了承ください。

※ 国籍が「日本国以外」の生徒等がオンライン申請した場合、再度、書類の提出による申請が必要となり、高等学校等就学支援金の支給決定の時期が遅くなる場合があります。

※ 都道府県によって、手続きが異なりますので、詳しくは都道府県・学校からの案内を確認してください。

# 申請・認定手続き（イメージ）

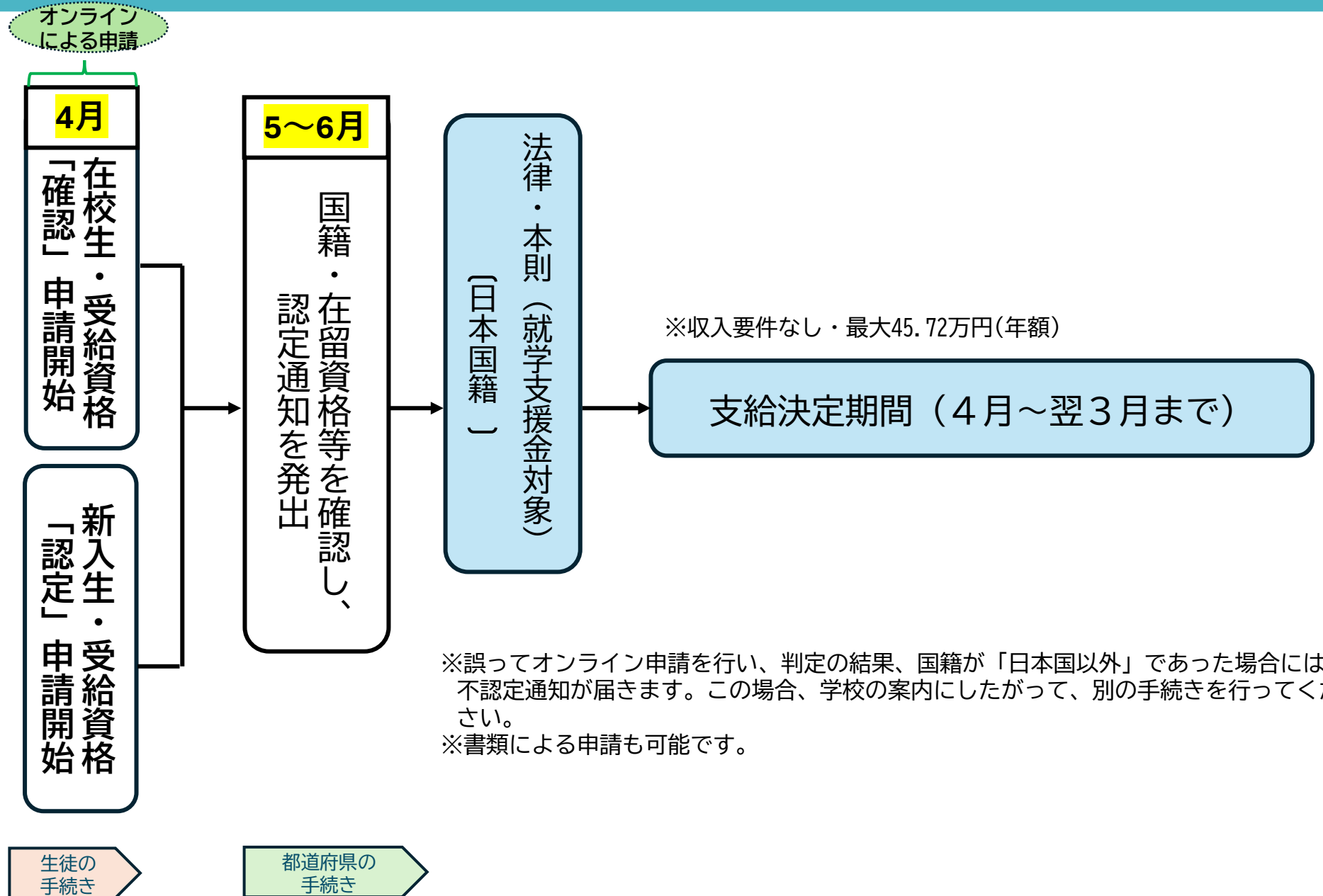
# 令和8年度における申請・認定手続き(イメージ)

<文科省ウェブサイトに掲載予定>

高等学校等(外国人学校を除く)  
(国籍が「日本国」の生徒)

国籍「日本国」

新入生・在校生



※誤ってオンライン申請を行い、判定の結果、国籍が「日本国以外」であった場合には、不認定通知が届きます。この場合、学校の案内にしたがって、別の手続きを行ってください。

※書類による申請も可能です。

# 令和8年度における申請・認定手続きイメージ

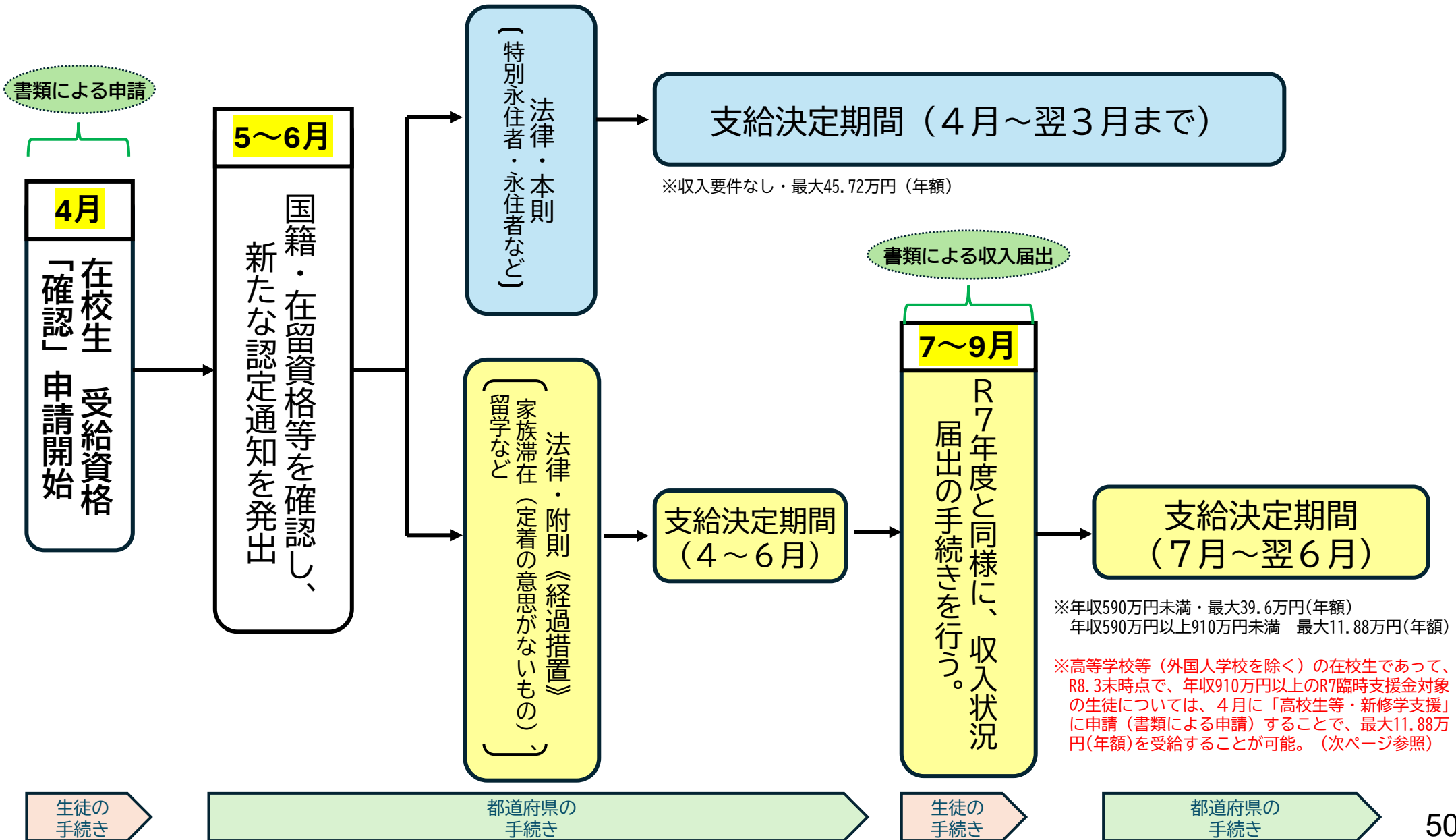
<文科省ウェブサイトに掲載予定>

高等学校等（外国人学校を除く）

〔R8.3末時点で受給資格のある  
国籍が「日本国以外」の在校生の例〕

国籍「日本国以外」

在校生



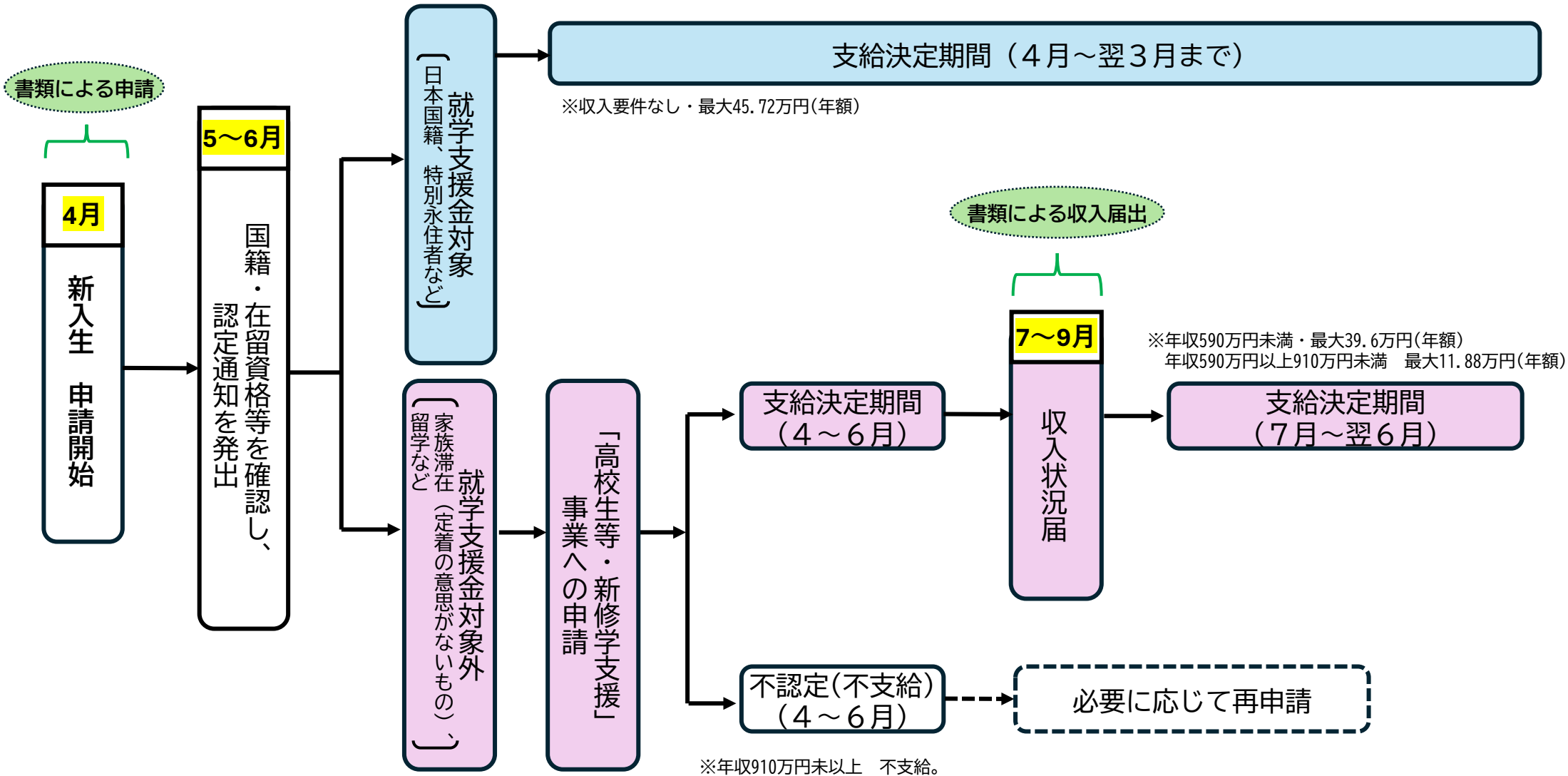
# 令和8年度における申請・認定手続きイメージ

<文科省ウェブサイトに掲載予定>

高等学校等（外国人学校を除く）  
〔R8.4の国籍が「日本国以外」  
の新入生の例〕

国籍「日本国以外」

新入生



生徒の  
手続き

都道府県の  
手続き

生徒の  
手続き

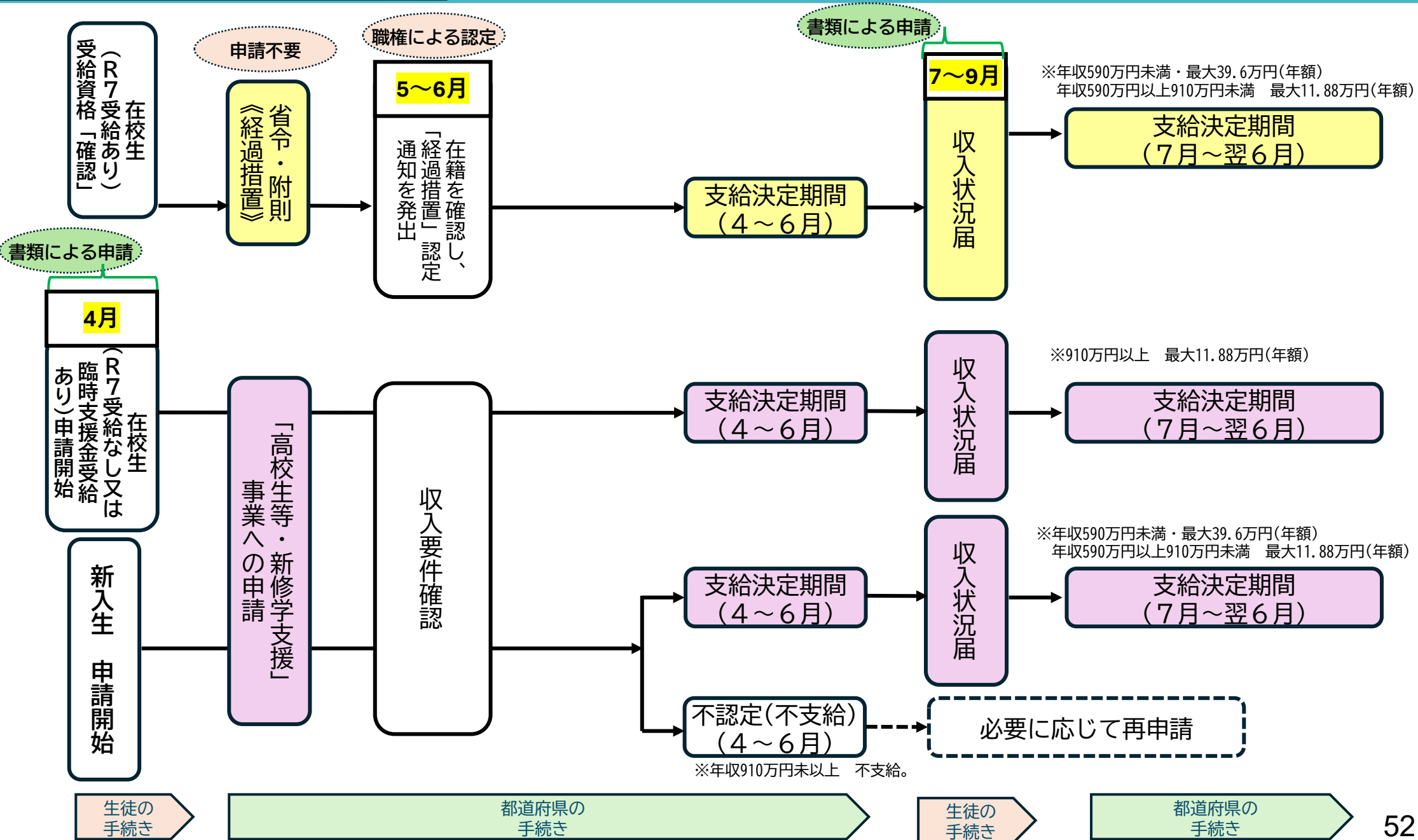
都道府県の  
手続き

# 令和8年度における申請・認定手続きイメージ

<文科省ウェブサイトに掲載予定>

外国人学校の生徒の例

外国人学校



## 2. 高等学校等就学支援金制度

### ④QA主なものについて

# QA主なもの

## 【在校生の経過措置の考え方】

**問1** 令和8年度の在校生で就学支援金新制度対象外で経過措置が適用される外国籍及び外国人学校の生徒についてですが、収入要件により就学支援金と高校生等・新修学支援で受給を行き来する可能性があるとの認識でよろしいでしょうか。（例：令和8年度7月から所得要件（910万円以上）により高校生等・新修学支援を受給、令和9年度7月から所得要件（910万円未満）により就学支援金を受給。所得要件（910万円以上）により高校生等・新修学支援を受給していたが、離婚により所得要件（910万円未満）に収まることになり就学支援金を受給する場合等）

**答1** ご認識のとおりです。改正法（令和8年法律第8号）附則第2条第2項及び改正省令（令和8年文部科学省令第18号）附則第2項の規定を参照ください。

## 【書類申請の場合の提出書類の省略方法について】

**問2** 令和8年度に関しては日本国籍生徒は、個人番号カードや住民票の写しは原則提出不要とされていますが、今回改正により令和8年度申請から利用する様式について、該当箇所を削除又は日本国籍生徒は添付書類不要等の注意書きを加えたうえで学校へ展開してもよいでしょうか。（書面申請で対応している学校が多く、該当箇所が記載されたままだと保護者が間違えて個人番号カードや住民票の写しを提出してしまうことが想定されるため）

**答2** 令和8年度において、日本国籍の方については、運用上、特段の書類の提出を不要としているところですが、省令様式の核になる部分の改変はできません。そのため、ご質問のような場合には、「添付書類不要」などと記載した書類を添付の上、書類による申請を求めてください。

# QA主なもの

## 【申請手続きの弾力的な取り扱い】

**問3** 在校生で4月に必要な手続きを行わなかった者の扱いについて質問です。在校生は、令和8年度4月に受給資格確認の申請を行うこととなっています。この申請を行わなかった在校生は、受給資格消滅の扱い（受給権放棄？）となるのでしょうか。また、この申請の提出期限は、4月末でしょうか。

**答3** 令和8年3月末時点で、受給資格を有している場合には、国籍・在留資格等を確認したうえで、支給決定通知の内容を再度整理する必要があります。

その際、就学支援金・新制度の対象となる場合には、所得制限の撤廃、支給上限額の引き上げ、支給決定時期の変更（令和7年7月から令和8年6月までの支給決定を令和8年4月から令和9年3月に変更）するなどの手続きを実施することとなりますが、何ら手続きが行われない場合、従来の支給決定通知の内容を維持することになり、本人に不利益となる場合が多いと考えられるため、申請手続きを実施するよう、ご案内ください。

また、就学支援金の支給は、受給権者が申請をした日の属する月から始まることから、新入生・在校生とも4月に申請を開始することとしております。

その際、新制度の周知・定着には一定程度の期間を要することも考えられることから、新制度への申請手続きが4月中に実施できなかった場合（例えば、5月の連休明けになった場合でも）、やむを得ない場合（法第6条第3項）として弾力的に取り扱い、4月に遡って支給することも可能です。

## 2. 高等学校等就学支援金制度

### ⑤e-Shien事務処理システムの改修リリース時期等について

# e-Shien事務処理システムのリリース予定

令和8年

4月13日（月） 生徒等において、オンライン申請システムの利用が可能  
（日本国籍に限る。）

4月27日（月） 都道府県において、生徒等が登録した情報をCSVで  
ダウンロードが可能

# e-Shien事務処理システムのR8.4リリースに当たっての留意点

## ○新画面がリリースされると、できなくなる事務処理

- ✓ 家計急変、支給停止、支給再開
- ✓ 転学等による消滅処理など
- ✓ 3月末時点で通知完了になっていない手続きの処理

⇒これらの処理が必要な生徒について、4月からの新制度の利用に際し、オンライン申請を可能とするためには、当該作業途中の手続きを3月末までに完了させる、又は、不受理とした上で書類による手続きに移行していただく必要。

(完了等できなかつた場合は、内容を維持したまま残り続けることとなる。これらの処理が再開できる時期は未定。)

## ○ 受給者台帳や支給者台帳からのデータ出力・過去の申請履歴の参照はいつでも可能。 そのため、4月以降に、支給停止・支給再開などの手続きを書類で行う際には利用可能。

## ○ ID・PWの設定は、4月以降も可能

# 令和8年度以降のオンライン申請マニュアルについて

## 【国籍が「日本国」の場合の手続き】

高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien  
申請者向け利用マニュアル  
共通編（令和8年4月申請向け）

e-Shienの概要や操作方法について説明する共通マニュアルです。

2026年4月  
文部科学省

高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien  
申請者向け利用マニュアル  
新規申請編（令和8年4月申請向け）

入学・転入時等に、「意向登録」「受給資格認定申請」を行うための専用マニュアルです。

2026年4月  
文部科学省

高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien  
申請者向け利用マニュアル  
変更手続編（在校生受給資格確認）  
（令和8年4月申請向け）

就学支援金を受給している在校生が「在校生受給資格確認」を行うための専用マニュアルです。

2026年4月  
文部科学省

●オンライン申請マニュアルはこちらから↓

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/01753.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01753.html)

# 令和8年度以降のオンライン申請画面(イメージ)①

## 2. 操作説明

### 2-3. 受給資格認定の申請をする

受給資格認定の申請を行います。

申請には、生徒本人の情報、学校情報(在学期間等)の登録が必要となります。(8~14ページで、各情報の登録方法を説明します。)

#### 1. ポータル画面

申請名	申請説明
新規登録	高等学校等就学支援金の申請意向を登録します。
認定申請	高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請します。

#### 手順

- 1 「認定申請」ボタンをクリックします。

#### 補足

- 7ページの意向登録結果画面から続けて受給資格認定申請を行う場合、次の「2. 認定申請登録(生徒情報)画面」から始まります。

#### 2. 認定申請登録(生徒情報)画面(1/2)

1 2 3 4  
生徒情報入力 学校情報入力 入力内容確認 申請完了

2

1 生徒情報

氏名 支線 太郎  
生年月日 2010年04月01日  
郵便番号 123-4567  
住所(郵便局用) 東京都  
(市区町村) 千代田区  
(町名・番地) 轟が丘11111  
(建物名・郵便番号) (株)○○マシソン○○町支  
manual@mext.go.jp  
メールアドレス

#### 手順

- 1 記入上の注意・留意事項をよく読んでから申請してください。
- 2 学校で登録された生徒情報が表示されるので、正しいことを確認します。誤りがあった場合は、この画面で修正してください。

9ページへ

#### 補足

- メールアドレスについては生徒情報画面でのみ登録可能となります。
- 通知を受信されたい方のメールアドレスを登録してください。

# 令和8年度以降のオンライン申請画面(イメージ)②

## ※申請画面のイメージ

国籍  日本国  日本国以外

在留資格  システム  システム外

在留資格証明書  選択されていません

在留期限 (例) 2035年01月01日

初回国時期  はい  いいえ

日本学校卒業有無  している  していない

就労定着意思  あり  なし

入力必須項目の未入力によってエラーとなった場合、アップロードファイルの再添付が必要になります。未入力項目がないか必ず確認の上、次へ進むためのボタンをクリックしてください。

## ※入力した内容を自身で確認する画面のイメージ

生徒情報	
氏名	支援 太郎
ふりがな	しえん たろう
生年月日	2010年04月01日
郵便番号	123-4567
住所(都道府県)	東京都
(市区町村)	千代田区
(町名・番地)	轟が関11111
(建物名・部屋番号)	
メールアドレス	manyual@mext.go.jp
申請対象時期	2026年4月1日以降の申請
国籍	日本国
在留資格	
在留期限	
永住意思	
初入国時期	
日本学校卒業有無	
就労定着意思	
在留資格証明書提出方法	
在留資格証明書アップロードファイル	<input type="button" value="アップロードファイルダウンロードする"/> アップロードファイルをダウンロードするときは、ファイル名を選択してください(長押しや右クリックはできません)。
学校情報	
現在通っている高等学校等の在学期間について	
学校の名称	ローカル県立〇〇高等学校【学年制】(学校管理団体なし)
在学期間	2026年04月01日 ～ 現在
うち支給停止期間	
学校の種類・課程・学科	都道府県立 高等学校(全日制)

# 就学支援金の支払時期 (イメージ)

# 高等学校等就学支援金に係る国・県・学校・保護者の手続き等の流れ(イメージ)

## ①申請の流れ

4月新入生の場合

4月

6月

7月

10月

1月

(1)4月  
(認定申請)

★申請 審査

★認定・支給決定(4月～6月 3月)

※新制度では原則として廃止される手続き

(2)7月  
(収入状況届出)

★届出 審査

★認定・支給決定(7～翌年6月)

## ②キャッシュの流れ

国

四半期ごとに都道府県に示達する

就学支援金交付金

支払計画示達

都道府県

国から示達された額を上限に適宜受け入れ、学校に支出する。支払い時期は都道府県、認定状況によって異なる。

受け入れ

支給(4～6月分)

支給(7～9月分)

支給(10～12月分)

支給(1～3月分)

学校

四半期ごとに授業料を納金する場合

※学校に対する支払時期の前倒しの検討(必要に応じて)

就学支援金代理受領

※授業料納金と就学支援金支給後の還付の時期・方法等は、学校によって様々異なるため、以下はイメージの一つである

保護者等

授業料(4～6月分)

就学支援金分を還付

授業料(7～9月分)

就学支援金分を還付

10月分以降は就学支援金で授業料がまかなわれるので授業料納金不要※1,2

※1 授業料が支給される就学支援金を上回る場合は、その差額を10月、1月に納金する必要がある。

※2 学校に対する就学支援金の支払時期が前倒しになる場合には7月以降の授業料納金が不要

# 私立高校における授業料納付と高等学校等就学支援金の手続きスケジュール(令和7年度の事例)

授業料徴収方法の例			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(例1) 四半期ごと	生徒	授業料	●			●			●		△ (還付)	●		△ (還付)
	都道府県→学校	就学支援金						■	—————		■	—————		↑
(例2) 毎月	生徒	在校生授業料	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		新生授業料	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○
	都道府県→学校	就学支援金			■	△ (還付)	-----		△ (還付)					
(例3) 半年ごと	生徒	授業料	●						●		△ (還付)			
	都道府県→学校	就学支援金						■	—————		↑			

● [授業料]、△ [就学支援金]、○ [差引後の授業料=授業料 (●) - 就学支援金 (△)]

■ [就学支援金の学校への支払]

(注)授業料納金と就学支援金支給後の還付の時期・方法等は、学校によって様々異なる。上記はあくまで例である。

# マイナンバーを活用した情報連携 関連省令の見直し予定

マイナンバーを活用した情報連携関連の省令改正は以下を予定。

## ◆令和8年4月1日改正

### ○就学支援金関係

- 番号利用法別表主務省令
  - ①収入状況に関する届出の事務に係る規定ぶりの見直し
- 情報提供主務省令
  - ①認定事務に係る規定ぶりの見直し（新法の認定事務の情報連携対象から税情報等を削除）
  - ②収入状況に関する届出の事務に係る規定ぶりの見直し

## ◆令和8年6月改正予定 ※改版後のデータ標準レイアウトの利用開始は令和9年6月

### ○就学支援金関係

- 番号利用法別表主務省令
  - ①受給事由の消滅の確認に関する事務の追加
- 情報提供主務省令
  - ①必要な事務に国籍情報（在留カード関係情報）等の情報連携を追加

### ○準法定事務関係

- 準法定事務主務省令
  - ①必要な事務に受給事由の消滅の確認に関する事務を追加
  - ②「高校生等・新修学支援」事業に関する規定の新設
- 情報提供主務省令
  - ①必要な事務に国籍情報（在留カード関係情報）等の情報連携を追加
  - ②「高校生等・新修学支援」事業に関する規定の新設

※住民基本台帳法関連の省令においても、収入状況に関する届出の事務に係る規定ぶりの見直しや、受給事由の消滅の確認に関する事務の追加など、同様の改正を予定。

## 番号利用法令

## 住民基本台帳法令

(法律)

(省令)

(法律)

(省令)

番号利用法第9条第1項

個人番号を利用できる範囲  
(法律に基づく事務・準法定事務)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（準法定事務省令）

準法定事務処理者・準法定事務  
(高校生等奨学給付金の支給に係る事務等の準法定事務)

番号利用法別表

個人番号を利用できる者・事務  
(就学支援金の支給)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令

個人番号を利用できる事務の詳細  
(就学支援金の認定・収入状況届出に係る事務)

番号利用法第19条第8号

特定個人情報の提供をできる場合  
(特定個人番号利用事務・準法定事務等)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（番号利用法第19条第8号省令）

特定個人情報の提供を受けられる事務の詳細  
(就学支援金及び高校生等奨学給付金の支給に係る事務等の準法定事務の内容、情報照会者、情報提供者、利用特定個人情報)

住基法第30条の9

地方公共団体情報システム機構からの国の機関等への本人確認情報の提供

住基法別表第一

提供を受ける者・事務（就学支援金の支給）

住基法第30条の11

地方公共団体情報システム機構からの都道府県の執行機関への本人確認情報の提供

住基法別表第三

提供を受ける者・事務（就学支援金の支給）

住基法第30条の15

都道府県知事の都道府県保存本人確認情報の利用

住基法別表第五

利用できる事務（就学支援金の支給）

住基法別表第六

提供を受ける者・事務（就学支援金の支給）

住基法第30条の15の2

地方公共団体情報システム機構からの準法定事務処理者への本人確認情報の提供等

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令

提供・利用できる事務の詳細  
(就学支援金の認定・収入状況届出に係る事務)

住民基本台帳法第三十条の十五の二に規定する準法定事務及び準法定事務処理者に関する省令

準法定事務処理者・準法定事務  
(高校生等奨学給付金の支給に係る事務等の準法定事務)

### 3. 高校生等・新修学支援

## 事業趣旨

- 「三党合意に基づく令和8年度以降の高校教育等の振興方策について（令和7年10月29日 自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム）」において、これまで高等学校等就学支援金制度で対象としていた外国籍生徒及び外国人学校の扱いについて、「現行制度の受給資格を見直し、在留資格を要件とする制度を導入することとし、高等教育の修学支援新制度と同様に「留学等」の我が国に定着することが見込まれない在留資格者を対象外とする。また、各種学校のうち外国人学校を指定する制度については、廃止する。」とされた。
- その上で、「在校生（留学生を含む）については、在学関係が続く限り現行制度による支援を継続する。新入生については、従前の制度では支給対象となっていた者（留学生を除く）には、収入要件の設定を含めて現行制度による支援と同等の水準で支援する」こととされたことを踏まえ、都道府県が当該生徒に係る授業料を支援する場合、国が都道府県に対して補助する。

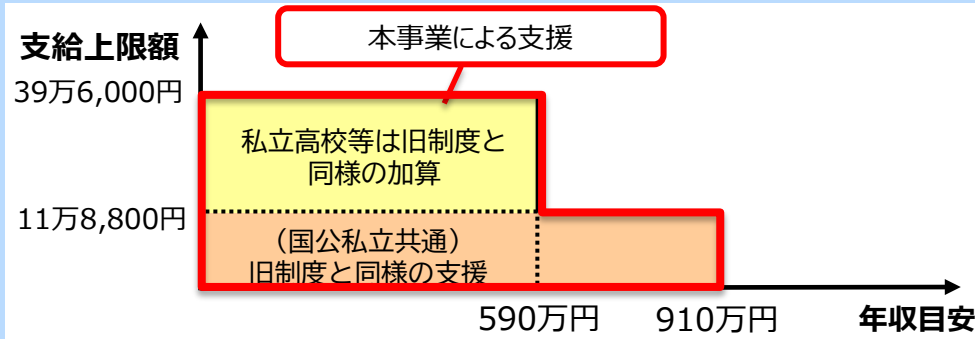
## 事業内容

- 高等学校等就学支援金制度の見直しに伴い、新制度の対象外となる外国籍及び外国人学校の生徒に対して、旧制度と同等の水準で、都道府県が当該生徒に係る授業料を支援する場合、国が都道府県に対して所要額の3/4を補助する。（高等学校等修学支援事業費補助金）

### ① R8新入生対象

(就学支援金新制度対象外の外国籍及び外国人学校の生徒) ※留学生除く

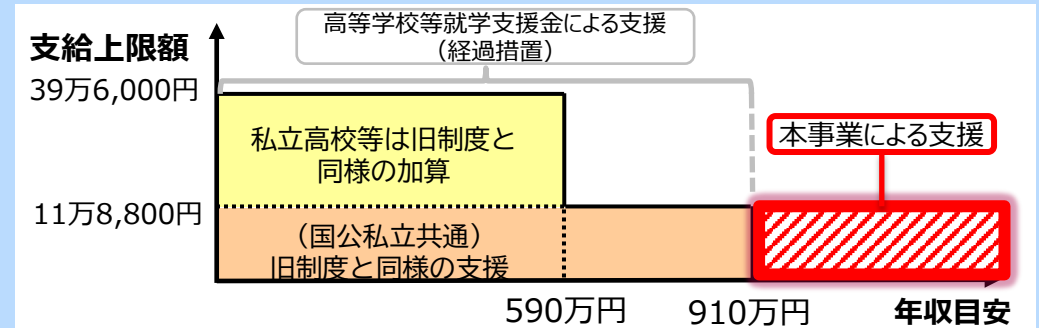
- ◆ 令和8年4月以降に入学する生徒のうち、就学支援金の旧制度であれば、支給対象となりうる年収約910万円未満世帯の生徒（留学生除く）を対象に、上限39.6万円/年の授業料に係る支援金を支給する場合



### ② R8在校生対象

(就学支援金新制度対象外で経過措置が適用される外国籍及び外国人学校の生徒) ※留学生含む

- ◆ 令和8年3月末から引き続き高等学校等に在籍する生徒（在校生。留学生含む）であって、旧制度であれば就学支援金の所得制限を受けている年収約910万円以上世帯の生徒等を対象に、上限11.88万円/年の授業料に係る支援金を支給する場合



## 対象校種

旧制度であれば対象となる改正前の就学支援金法第2条に規定する高等学校等（新制度で廃止となった各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校を含む）

## 対象者

就学支援金新制度の対象外となる外国籍又は外国人学校の生徒

## 補助対象経費

都道府県が行う本事業に要する経費（事務費含む）  
※国立高校等は国が事業を実施

## 実施主体

公・私立高校等：都道府県  
国立高校等：国

## 負担割合

公・私立高校等：国3/4、都道府県1/4  
国立高校等：国10/10

# 「高校生等・新修学支援」制度（補助要綱等・骨子）①

## 1. 概要

- 高等学校等就学支援金制度の見直しに伴い、新制度の対象外となる外国籍及び外国人学校の生徒に対して、旧制度と同等の水準で、都道府県が当該生徒に係る授業料を支援する場合、国が都道府県に対して所要額の3/4を補助する。

## 2. 対象となる学校

- 「高等学校等」とは、旧制度であれば対象となる改正前の就学支援金法第2条に規定する高等学校等（新制度で廃止となった各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校を含む）とする。具体的には、高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（第1学年～第3学年）に加え、専修学校及び各種学校（※）のうち、高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令に定めるものである。なお、外国人学校については、令和7年度（旧制度）において告示指定されている学校に限る。

<参考>

- ※ 専修学校及び各種学校のうち就学支援金の対象となるもの（改正前の高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条）
  - ◆ 専修学校
    - ・ 専修学校の高等課程（同条第1項第1号）
    - ・ 専修学校の一般課程であって、准看護師養成所、調理師養成施設、製菓衛生師養成施設、理容師養成施設及び美容師養成施設のうち法令に基づき学校教育法第57条に規定する者（高等学校入学資格者）を入所させるもの（同条第1項第2号、原始附則第2条）
  - ◆ 各種学校
    - ・ 各種学校であって、准看護師養成所、調理師養成施設、製菓衛生師養成施設、理容師養成施設及び美容師養成施設のうち法令に基づき学校教育法第57条に規定する者（高等学校入学資格者）を入所させるもの（同条第1項第2号、原始附則第2条）
    - ・ 各種学校であって、同条第1項第4号の規定により、文部科学大臣が指定したもの（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第4号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件（平成22年文部科学省告示第82号））

## 3. 対象となる者

- 就学支援金新制度の対象外となる外国籍又は外国人学校の生徒
  - ❖ 高等学校と同様の入学資格が設定されていない外国人学校の日本国籍の生徒については、義務教育を修了していない者は対象とならないので留意が必要。

# 「高校生等・新修学支援」制度（補助要綱等・骨子）②

## 4. 実施主体

- 都道府県（国立学校分については文科省）

## 5. 補助率

- 公・私立高校等：国 3 / 4、都道府県 1 / 4
- 国立高校等：国 1 0 / 1 0

## 6. 支給期間・支給額（加算額を含む）・授業料債権への充当・認定方法・家計急変への支援など

- 令和7年度高等学校等就学支援金の関係法令、事務処理要領に基づく方法による。ただし、在校生に対する支援についての収入要件は、年収約910万円以上世帯であるので留意されたい。

## 7. 1単位当たりの授業料を設定している場合の取り扱い

- 令和7年度高等学校等就学支援金の関係法令、事務処理要領に基づく方法による。

## 8. 交付申請の標準的なスケジュール（イメージ）

令和8年7月 交付申請（都道府県→文科省）

8月 交付決定

9月 概算払い（文科省→都道府県）

令和9年1月 変更交付申請（都道府県→文科省）

2月 変更交付決定（文科省→都道府県）

3月 実績報告書の提出（都道府県→文科省）

4月 額の確定、支払（文科省→都道府県）

## 4. 高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)

# 高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）

令和8年度予算額 322億円  
 (前年度予算額 152億円)



## 背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



## 目的・目標

○高等学校等の授業料以外の教育費に充てるために、高校生等奨学給付金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

## 事業内容（事業実施期間：平成26年度～）

◆ 高校生等の授業料以外の教育費負担を軽減するための高校生等奨学給付金について、令和7年10月の三党の合意を踏まえ、対象を中所得世帯（年収490万円程度）まで拡充するとともに、国の補助割合を1/3から1/2へ変更する。

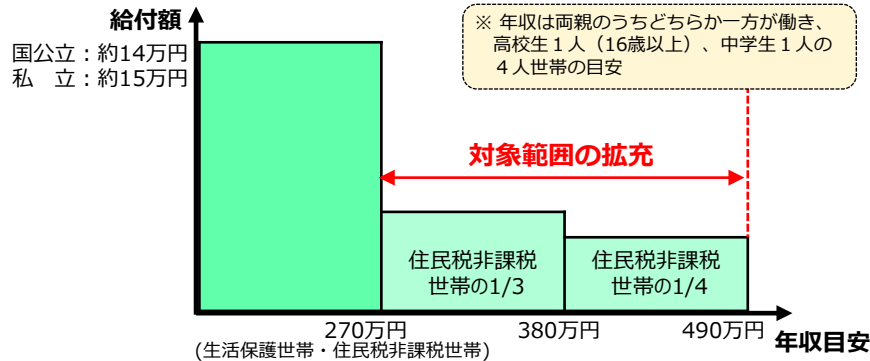
※ 授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、入学学用品費、教科外活動費、通信費 など

■ 三党合意に基づく令和8年度以降の高校教育等の振興方策について（令和7年10月29日 自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム）（抜粋）

### (3) 高校生等奨学給付金の低中所得世帯への拡充

● 子供たちが希望する高校等へ進学し、学びを継続できるようにするため、授業料以外の教育費の支援を充実させる。具体的には、高校生等奨学給付金について、中所得層までの範囲の拡大や地方に負担が生じることのないよう来年度から国の負担割合を10分の10とすることなど見直しをする。

### <令和8年度 支援スキーム>



### <令和8年度予算案 給付額>

世帯区分	年収270万円未満 (生活保護世帯・住民税非課税世帯)		拡充部分				
	国公立	私立	年収270～380万円 (非課税世帯の1/3)		年収380～490万円 (非課税世帯の1/4)		
	国公立	私立	国公立	私立	国公立	私立	
生活保護世帯	32,300円	52,600円					
上記以外の世帯	全日制等	143,700円	152,000円	47,900円	50,670円	35,930円	38,000円
	通信制	50,500円	52,100円	16,830円	17,370円	12,630円	13,030円

## 対象校種

高等学校、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校

※旧制度であれば対象となる改正前の就学支援金法第2条に規定する高等学校等（新制度で廃止となった各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校を含む）は、生活保護世帯・住民税非課税世帯の支援のみ対象。

## 対象者

日本国内に住所を有する者のうち、以下のいずれかに該当する者。

- ①日本国籍を有する者、②特別永住者、③永住者、④日本人の配偶者等、⑤永住者の配偶者等、⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者
- ⑦家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

※就学支援金新制度の対象外となる外国籍又は外国人学校の生徒（R8新入生である留学生を除く）は、生活保護世帯・住民税非課税世帯への支援のみ対象。

## 補助対象経費

都道府県が行う高校生等奨学給付金事業に要する経費

## 実施主体

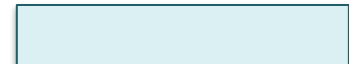
都道府県

## 補助割合

国 1/2 都道府県 1/2

(担当：初等中等教育局高等学校振興課高校修学支援室)

# 高校生等奨学給付金における生徒等の国籍・在留資格等ごとの支援対象となる世帯



…新制度対象

区分	該当例		在留期間	その他要件	支援対象となる世帯
①日本国籍を有する者	日本人、日本に帰化した外国人		—	—	<b>【新制度】</b> ・生活保護受給世帯 ・年収270万未満世帯（非課税） ・ <b>年収270～490万円世帯</b>
②特別永住者	特別永住者として本邦に在留する者		無期限	—	
③永住者等	永住者	法務大臣から永住の許可を得た者	無期限	—	
	日本人の配偶者等	日本人の配偶者、子、特別養子	5年、3年、1年又は6月		
	永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年、3年、1年又は6月		
④定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者（第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等）		5年、3年、1年又は6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年以内）	将来永住する意思があると認められた者	
				上記以外	
⑤家族滞在	教授、芸術等の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける子など		法務大臣が個々に指定する期間（5年以内）	小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者	<b>【新制度】</b> ・生活保護受給世帯 ・年収270万未満世帯（非課税） ・ <b>年収270～490万円世帯</b>
				上記以外	<b>【旧制度】</b> ・生活保護受給世帯 ・年収270万未満世帯（非課税）
⑥右記の在留資格により在留する者	・外交、公用 ・文化活動 ・留学、研修 ・特定活動 等		区分の内容に応じて15日から5年の期間	在留資格が留学の令和8年度新入生以外	<b>【旧制度】</b> ・生活保護受給世帯 ・年収270万未満世帯（非課税）

※在留資格の取得・変更・更新は、全て法務大臣の許可が必要。

※外国人学校の生徒等は、国籍・在留資格等が上記の①～⑥いずれであっても旧制度（生活保護受給世帯及び年収270万未満世帯（非課税））のみ支援の対象

# 令和8年度の国籍・在留資格要件に係る申請手続きについて

○高校生等本人の国籍・在留資格等についての申請が必要になったことに伴い、申請様式1-1に高校生等の状況に応じて記入が必要となる様式をまとめた。

区 分		様式1-2				様式1-3
		【1】対象となる高校生等について	【2】就学支援金支給決定通知の添付	【3】国籍・在留資格等について	【4】国籍・在留資格等確認書類について	【1】保護者等の収入等状況について
①	申請者の在住する都道府県と高校生等が通う学校の所在する都道府県が同じ場合	◎	◎	—	—	◎
②	申請者の在住する都道府県と高校生等が通う学校の所在する都道府県が異なる場合	◎	—	◎	◎	◎
③	きょうだいで①と②のどちらにも該当する場合	◎	◎	—	—	◎
		◎	—	◎	◎	◎
④	いずれに該当するかわからない場合	◎	—	◎	◎	◎

○各区分における高校生等の国籍・在留資格を確認するための添付書類について

区分①：高等学校等就学支援金等（※）の支給決定通知

※ア 高等学校等就学支援金、イ 高等学校等修学事業費補助金（高校生等・新修学支援）、  
ウ 高等学校等修学事業費補助金（学び直しへの支援）

区分②：住民票の写し、特別永住者証明書の写し、在留カードの写し 等

※在留資格が「家族滞在」で一定の要件を満たす者：「日本国の小学校及び小学校を卒業したことを証する書類」

区分④：区分2と同様

○就学支援金事務等の判定情報（国籍判定結果又は認定情報）を奨学給付金事務へ利用・提供する場合  
就学支援金等の判定情報を同一機関内（知事部局内又は教育委員会内。）で内部利用する場合は、国籍・在留資格等の確認に使用する書類の提出を省略できる。ただし、当該地方公共団体において就学支援金等の判定情報を個人番号利用事務間（ex. 就学支援事務・奨学給付金事務間等）で内部利用する場合は、番号利用法第9条第2項に規定する庁内連携に当たるため、独自利用条例に庁内連携に関する規定を整備する必要がある。

# 高校生等奨学給付金における申請時の添付書類

## 区分① 申請者の在住する都道府県と高校生等が通う学校の所在する都道府県が同じ場合

### (1) 高等学校等（特別支援学校の高等部を除く）

添付書類	
国籍・在留資格等を確認する書類 ("○"いずれか一つの書類を提出)	所得を確認する書類(※4) ("○"いずれか一つの書類を提出)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○就学支援金（新制度）の支給決定通知(※1)</li> <li>○学び直し支援（新制度）の支給決定通知(※2)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生業扶助（高等学校就学費）受給証明書</li> <li>○課税証明書</li> <li>○非課税証明書</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○高校生等・新修学支援の支給決定通知</li> <li>○学び直し支援（旧制度）の支給決定通知(※3)</li> </ul>	

### 対象となる支援の範囲

- ▶ **【新制度】**
  - ・生活保護受給世帯
  - ・年収270万未満世帯（非課税）
  - ・年収270～490万円世帯
- ▶ **【旧制度】**
  - ・生活保護受給世帯
  - ・年収270万未満世帯（非課税）

### (2) 外国人学校

添付書類	
国籍・在留資格等を確認する書類 ("○"いずれか一つの書類を提出)	所得を確認する書類(※4) ("○"いずれか一つの書類を提出)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○高校生等・新修学支援の支給決定通知</li> <li>○学び直し支援（旧制度）の支給決定通知(※3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生業扶助（高等学校就学費）受給証明書</li> <li>○課税証明書</li> <li>○非課税証明書</li> </ul>

### 対象となる支援の範囲

- ▶ **【旧制度】**
  - ・生活保護受給世帯
  - ・年収270万未満世帯（非課税）

- ※1 R8年度から、就学支援金（新制度）の支給決定通知に新制度の支給である旨を記載予定。
- ※2 学び直し支援の支給決定通知に新制度（就学支援金新制度の対象となる者への支援に相当）の支給である旨が記載されていれば利用可能。
- ※3 学び直し支援の支給決定通知に旧制度（就学支援金新制度の対象外となる者への支援に相当）の支給である旨が記載されていれば利用可能。
- ※4 個人番号による所得の確認が可能な自治体であれば個人番号カードの写しも提出可能

# 高校生等奨学給付金における申請時の添付書類

## 区分② 申請者の在住する都道府県と高校生等が通う学校の所在する都道府県が異なる場合

### (1) 高等学校等（特別支援学校の高等部を除く）

国籍・在留資格等	添付書類	
	国籍・在留資格等を確認する書類 （“○”いずれか一つの書類を提出（“●”は必須））	所得を確認する書類（※3） （“○”いずれか一つの書類を提出）
・日本国籍	住民票の写し	○生業扶助（高等学校就学費）受給証明書 ○課税証明書 ○非課税証明書
・特別永住者	○特別永住者証明書の写し	
	○住民票の写し（国籍・在留資格・在留期間等の記載あり）	
・永住者 ・日本人の配偶者等 ・永住者の配偶者等 ・定住者（※1）	○在留カードの写し	
	○住民票の写し（国籍・在留資格・在留期間等の記載あり）	
・家族滞在（※2）	○在留カードの写し	
	○住民票の写し（国籍・在留資格・在留期間等の記載あり）	
	●日本の小学校の卒業証書の写し又は卒業証明書	
	●日本の中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書	
上記以外の在校生	書類不要	
上記以外の新入生 ※在留資格が留学の者を除く	○在留カードの写し	
	○住民票の写し（国籍・在留資格・在留期間等の記載あり）	

### 対象となる支援の範囲

- 【新制度】
- ・生活保護受給世帯
  - ・年収270万未満世帯（非課税）
  - ・年収270～490万円世帯

- 【旧制度】
- ・生活保護受給世帯
  - ・年収270万未満世帯（非課税）

※1 将来永住する意思があると認められた者。

※2 日本の小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者。

※3 個人番号による所得の確認が可能な自治体であれば個人番号カードの写しも提出可能

# 高校生等奨学給付金における申請時の添付書類

## (2) 外国人学校

国籍・在留資格等	添付書類	
	国籍・在留資格等を確認する書類 ("○"いずれか一つの書類を提出)	所得を確認する書類(※) ("○"いずれか一つの書類を提出)
在校生	書類不要	○生業扶助(高等学校就学費)受給証明書 ○課税証明書 ○非課税証明書
新入生(日本国籍)	住民票の写し	
新入生(日本国籍以外) ※在留資格が留学の者を除く	○在留カードの写し	
	○特別永住者証明書の写し	
	○住民票の写し(国籍・在留資格・在留期間等の記載あり)	

対象となる支援の範囲
【旧制度】 ・生活保護受給世帯 ・年収270万未満世帯(非課税)

※ 個人番号による所得の確認が可能な自治体であれば個人番号カードの写しも提出可能

### 区分③ きょうだいで①と②のどちらにも該当する場合

⇒在住する都道府県と通う学校の所在する都道府県が同じ きょうだい は区分①と同様の書類

⇒在住する都道府県と通う学校の所在する都道府県が異なる きょうだい は区分②と同様の書類

### 区分④ いずれに該当するかわからない場合

⇒区分②と同様の書類



## 5. 高等学校等修学支援事業費補助金(学び直し・専攻科) 交付要綱等(骨子)

# 高校等で学び直す者に対する修学支援

令和8年度予算額  
(前年度予算額)

6億円  
5億円



文部科学省

## 背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、高校等を中途退学した後、再び高校等で学び直す者が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

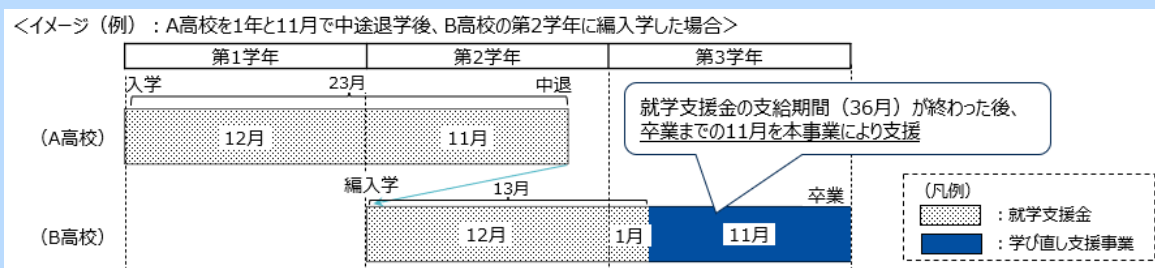


## 目的・目標

○都道府県が行う高校等に係る学び直し支援事業に対して、国がその経費を補助することにより、高校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって我が国社会を担う豊かな人間性を備えた人材の育成に資する。

## 事業内容（事業実施期間：平成26年度～【新制度】令和8年度～）

- ◆ 高校等を中途退学した後、再び高校等で学び直す者に対して、都道府県が、就学支援金の支給期間後も、卒業までの最長12月（定時制・通信制は最長24月）、継続して授業料に係る支援金を支給。また、国と地方の役割分担の在り方を踏まえ、これまでの10/10国負担から1/4の都道府県負担を導入。



### ① 就学支援金新制度対象者 (日本国籍・特別永住者等)

- ◆ 所得制限なし
- ◆ 337,200円/年を上限として支給

### ② 就学支援金新制度の対象外となる外国籍又は外国人 学校の生徒（R8.4以降に新たに学び直し支援を受ける者(留学生除く)）

- ◆ 年収910万円未満世帯の生徒等を対象に、118,800円/年を上限として支給
- ◆ 私立高校等に通う年収590万円未満世帯の生徒等を対象に、297,000円/年を上限として支給

### ③ 就学支援金新制度の対象外となる外国籍又は外国人 学校の生徒（R8.3末に学び直し支援を受けていた者(留学生含む)）

- ◆ 世帯年収に関わらず、118,800円/年を上限として支給
- ◆ 私立高校等に通う年収590万円未満世帯の生徒等を対象に、297,000円/年を上限として支給

※主として定時制・通信制高校の学び直し支援2年目を想定。

## 対象校種

- ① 就学支援金新制度対象校  
 ②・③ 旧制度であれば対象となる改正前の就学支援金法第2条に規定する高等学校等（新制度で廃止となった各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校を含む）

## 対象者

- ①については就学支援金新制度対象者、②・③については就学支援金新制度の対象外となる者  
 ※いずれも高等学校等に在学した期間が通算して36月を超える者で就学支援金の在学期間の要件以外の受給資格を有する者

## 実施主体

公・私立高校等：都道府県  
 国立高校等：国

## 負担割合

公・私立高校等：国3/4、都道府県1/4  
 国立高校等：国10/10

# 「高校等で学び直す者に対する修学支援」制度（補助要綱等・骨子）

## 1. 実施主体・補助率・対象校・対象者・支給期間・支給額（加算額を含む）

- ポンチ絵記載のとおり

## 2. 授業料債権への充当・認定方法・家計急変への支援など

- 令和7年度高等学校等就学支援金の関係法令、事務処理要領に基づく方法による。
- 令和7年度の学びなおし臨時措置は、単年度限りの取り扱いなので留意されたい。

## 3. 1単位当たりの授業料を設定している場合の取り扱い

- 令和7年度高等学校等就学支援金の関係法令、事務処理要領に基づく方法による。

## 4. 交付申請の標準的なスケジュール（イメージ）

令和8年7月、10月 所要見込額調査（対象者数及び所用見込額）

令和9年3月 交付申請（都道府県→文科省）  
交付決定（文科省→都道府県）  
実績報告書の提出（都道府県→文科省）  
4月 額の確定、支払（文科省→都道府県）

# 高校等専攻科の生徒への修学支援

令和8年度予算額 6億円  
(前年度予算額 5億円)



## 背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、高等学校等の専攻科に通う生徒が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



## 目的・目標

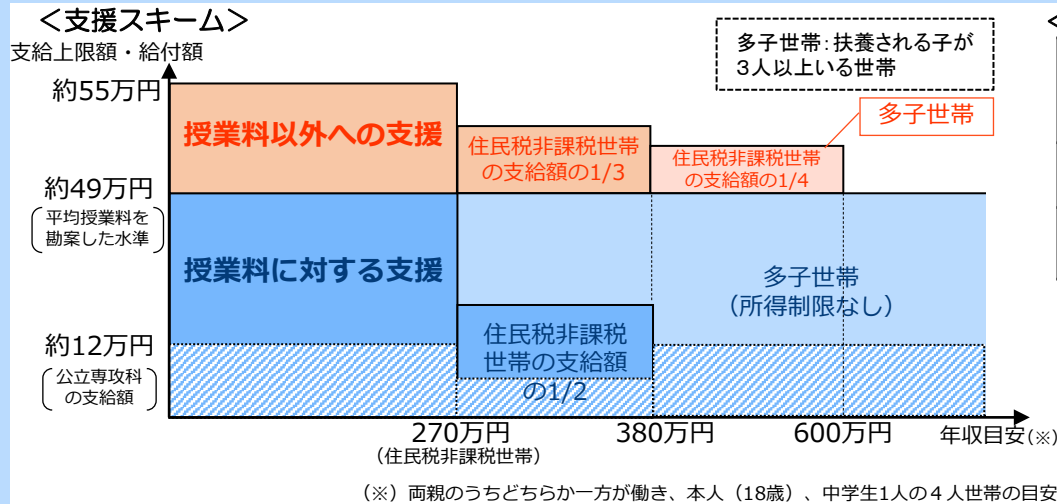
○都道府県が行う高等学校等の専攻科に通う生徒への支援事業に対して、国がその経費を補助することにより、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

## 事業内容（事業実施期間：令和2年度～）

◆ 高等学校等の専攻科に通う低所得世帯（家計が急変した世帯を含む）や多子世帯の生徒に対して、都道府県が授業料及び授業料以外の教育費について支援事業を行う場合、国が都道府県に対してその経費の一部を補助。

### ◆ 令和8年度予算案

- **授業料への支援**：私立高校等の専攻科の支給上限額を**49万3,200円**（平均授業料を勘案した水準）に引き上げる。
- **授業料以外の教育費への支援**：① 年収270～600万円程度の世帯の給付額を引き上げる。  
⇒ 年収270～380万円程度：住民税非課税世帯の1/5→**1/3** 年収380～600万円程度の多子世帯：住民税非課税世帯の1/5→**1/4**
- ② 国の補助割合を1/3から1/2へ変更する。

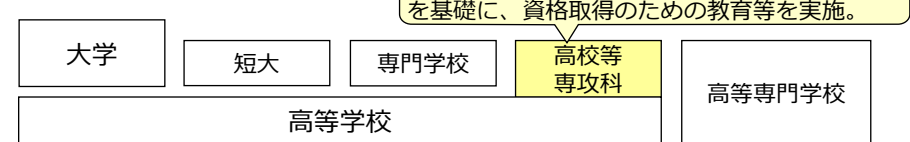


**<1人当たり支給上限額・給付額>** (単位：円)

区分	年収270万円未満 (住民税非課税世帯)		年収270～380万円		多子世帯 (所得制限なし)	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立
授業料	118,800	493,200 (+66,000)	59,400	246,600 (+33,000)	118,800	493,200 (+66,000)
授業料以外	50,500	52,100	16,830 (+6,730)	17,370 (+6,950)	※12,630 (+2,530)	※13,030 (+2,610)

※年収380～600万円程度世帯のみ対象

### <各教育機関の位置づけ>



**対象校種**  
高等学校及び特別支援学校の専攻科  
※授業料以外の教育費への支援においては、特別支援教育就学奨励費の対象となる特別支援学校の専攻科を除く。

### 対象者

日本国内に住所を有する者のうち、以下①～⑦のいずれかに該当する者。  
①日本国籍を有する者、②特別永住者、③永住者、④日本人の配偶者等、⑤永住者の配偶者等、⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者、⑦家族滞在のうち小学校、中学校及び高校等を卒業した者であって、高校等専攻科の修了後、日本で就労して定着する意思があると認められた者  
※上記①～⑦のいずれにも該当しない者は、旧制度を適用。

**補助対象経費**  
高校等専攻科に通う生徒に対して都道府県が行う支援事業に要する経費

**実施主体**  
都道府県

**補助割合**  
授業料：国 1/2、都道府県 1/2  
授業料以外の教育費：国 1/2、都道府県 1/2

# 「高校等専攻科の生徒への修学支援」（補助要綱等・骨子）

## 1. 補助率・対象校種・対象者・支給上限額・給付額

- ポンチ絵記載のとおり
  - ※ 私立特別支援学校専攻科の授業料支援に係る支給上限額も私立高校専攻科と同額。  
（私立の住民税非課税世帯・多子世帯：493,200円、年収270～380万円世帯：246,600円）
  - ※ 私立高校等専攻科（通信制）授業料支援に係る支給上限額は令和7年度と同額。

## 2. 対象者の収入要件

- 【授業料支援（専攻科支援金）】 高等学校等就学支援金における算定基準額算出方法により判断

区分	算定基準額
住民税非課税世帯	非課税
年収270～380万円相当の世帯	51,300円未満
多子世帯	所得制限なし

- 【授業料以外の支援（専攻科給付金）】 道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額により判断

区分	基準となる所得割の合算額
住民税非課税世帯	非課税
年収270～380万円相当の世帯	105,500円未満
年収380～600万円相当の多子世帯	105,500円以上264,500円未満

※令和7年度税制改正を反映した所得割の合算額

# 「高校等専攻科の生徒への修学支援」（補助要綱等・骨子）

## 3. 交付申請の標準的なスケジュール（イメージ）

### 【授業料への支援】

- 令和9年2月 交付申請（都道府県→文科省）
- 3月 交付決定（文科省→都道府県）  
実績報告書の提出（都道府県→文科省）
- 4月 額の確定、支払（文科省→都道府県）

### 【授業料以外の教育費への支援】

- 令和8年5月 交付申請（都道府県→文科省）
- 6月 交付決定及び前倒し給付分概算払い（文科省→都道府県）
- 9月 通常給付分概算払い（文科省→都道府県）
  
- 令和9年2月 変更交付申請（都道府県→文科省）
- 3月 変更交付決定及び概算払い（文科省→都道府県）  
実績報告書の提出（都道府県→文科省）
- 4月 額の確定、支払（文科省→都道府県）

## 4. 令和8年3月末で受給権者であり引き続き高等学校等専攻科に在籍する生徒の受給資格確認（授業料支援）

令和7年度以前に受給資格の認定を受けた者についても、令和8年度の支給を受けるにあたり国籍・在留資格等の要件を確認する必要があることから、令和8年3月末時点で専攻科支援金（授業料支援）の受給権者であって、令和8年度も引き続き高等学校等専攻科に在籍する在校生については受給資格の確認の申請が必要。

※受給資格確認申請書の様式については、参考様式として送付予定。

# 【参考資料】高等学校関連の留学生施策

## 高等学校教育改革促進基金の創設 ～N-E.X.T. (ネクスト) ハイスクール※構想～

令和7年度補正予算額

2,955億円



文部科学省

※N-E.X.T. (ネクスト) ハイスクールとは、New Education, New Excellence, New Transformation of High Schools の略である。

### 「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日 閣議決定） 抜粋

#### 第2章 「強い日本経済実現」に向けた具体的施策 第1節 生活の安全保障・物価高への対応 （6）公教育の再生・教育無償化への対応（教育無償化への対応）

いわゆる高校無償化と併せて公立高校や専門高校等への支援の拡充を図るため、政党間の合意に基づき、安定財源を確保した上で、交付金等の新たな財政支援の仕組みを構築することを前提に、国から2025年度中に提示される「高校教育改革に関するグランドデザイン2040（仮称）」に沿った**緊要性のある取組等について、都道府県に造成する基金等により先行的に支援する。**

### 課題

- 2040年には、産業構造や社会システムの変化を踏まえた労働力需給ギャップにより、**地域の経済社会を支えるエッセンシャルワーカーの圧倒的不足、いわゆる理系人材の不足が懸念**されるところであり、**産業イノベーション人材の育成が重要。**
- 少子高齢化、生産年齢人口の減少、地方の過疎化が一層深刻化（2040年には高校1年生が約36%減少）。現状でも約64%の市区町村において公立高校の立地が0又は1であることなどを踏まえ、**地理的アクセスを踏まえた多様な学びの確保が重要。**

### ①産業イノベーション人材育成等に資する高等学校教育改革促進事業 令和7年度補正予算額（案）2,950億円 支援期間：3年程度

各都道府県に基金を設置し、類型に応じた  
**高校教育改革を先導する拠点のパイロットケースを創出し、取組・成果を域内の高校に普及**する。

### 改革先導校の類型

#### アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援

- 地域産業や社会・生活基盤を支える分野において、新技術を活用し、生産性の向上・高付加価値化の実現が求められている。
- 技術革新のスピードが加速する時代に適した**課題解決能力の獲得**に向け、**探究的・実践的な学びの積み重ねや深まりのある学び**を実現する。

#### 理数系人材育成支援

- 未来成長分野においては、理系高等教育への進学者の割合の増加、高等教育での実践的な教育が求められている。
- 先進的な新たな知を生み出す力を育成するため、**理数的素養を身に付けつつ**、自ら問いを立て、解決する研究を行う高等教育を見据えた**文理融合の学び**を実現する。

#### 多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保

- 少子化への対応においては、生徒の地理的アクセスの確保を図ることに留意しつつ、多様な人間関係の中で得られる学びを踏まえれば、**一定の生徒数の規模を確保した学びを提供することが必要。**
- 人口減少地域に、魅力ある学びの選択肢を増やすため、**地域の教育資源を活かした学びや遠隔授業を活用した学び**の提供を実現する。

### 取組内容

- 学ぶ意欲のある高校生が、家庭の経済状況に左右されることなく、学習習慣の定着、学習時間の増加、学びへ向かう姿勢の確立ができるよう、放課後等を活用し、**学校と地域の連携による学力向上・学習支援のための取組**、探究活動の深化による**多様な進路に向けた支援**を行う。
- ・ 学科・コースの再編、学校設定科目の新設
  - ・ 域内の教育環境向上に貢献する取組（遠隔授業、教員研修拠点等）
  - ・ 高等教育機関・地域・産業界と連携、外部人材の登用
  - ・ グローバル人材育成に向けた留学の派遣・受入に係る環境構築

### ②高等学校教育改革加速に係る伴走支援事業 令和7年度補正予算額 5億円

改革先導拠点の着実な実施にあたり、都道府県の進捗の確認・評価を行うとともに、類型ごとに、ノウハウの共有・専門家による支援を行う。

### 事業スキーム

文部科学省

基金造成経費を交付

都道府県

※都道府県事務費も措置

### 対象

- ①都道府県
- ②民間

### 補助率等

①10分の10

### 補助対象経費

- ①改革先導拠点の創出に係る経費（人件費、旅費、謝金、設備・施設整備費等）
- ②高校教育改革加速に係る伴走経費（人件費、旅費、謝金、備品・消耗品費等）

## 改革先導校における取組の例（グローバル人材育成）

### 概要

- 少子高齢化・人口減少や、国際社会での相対的地位低下、国内での在留外国人増加が進むなか、我が国の持続的な成長・発展のためには、**国際的な資質・能力の育成や世界で活躍できる人材の育成**が不可欠。
- **グローバル人材育成に向けた留学の派遣・受入れに係る環境構築**を支援し、その**取組や成果を地域に波及**することで、地域の特性も生かしながら、国際的な素養を養うことができる教育体制を整備。

### 取組イメージ

#### ① 海外の高校等との協定等による国際交流・留学を含む教育プログラムの開発

- ✓ 自治体・産業界、大学等の関係者による会議体やアドバイザーの助言等を活用した、**地域で求められるグローバル人材像の設定、カリキュラムの見直し**
- ✓ **海外との姉妹校提携を通じた本格的な国際交流をカリキュラムに体系的に位置つけたプログラムの開発**
  - 現地との連携による**国際的に重要な課題**に対応した課題解決型学習・**探究活動**等の実施
  - 語学も含めた事前・事後学習の充実、ICTを活用した共同学習等
- ✓ **中長期的な留学の実施**（3か月以上の中長期派遣、定着も見据えた優秀な人材の受入れ）
- ✓ **自治体の国際化・多文化共生政策や地域の産業界・大学等と連携した、グローバル人材育成に資するプログラムの開発**



● 国際的な課題解決型学習



● 中長期留学への派遣  
©トビタテ留学JAPAN



● オンラインによる国際共同学習



● 異文化理解のプログラム  
©AFS

#### ② 留学支援体制の構築

- ✓ 海外の提携校等からの、**優秀な外国人生徒の円滑な受入れのための留学支援員の配置等**
- ✓ 留学生が、地域に親しみ理解を深めるための、**地域課題解決型学習や異文化理解プログラム、日本語指導の実施**
- ✓ それらを円滑に導入するための**環境整備**（ICT環境、教材整備等）

#### ③ 取組成果等の域内の高校等への普及

- 他校と連携した、他校生も参加できる留学プログラムの提供
- カリキュラム開発や海外連携、校内研修等のノウハウの発信
- 教員研修や国際交流イベント等の地域規模での開催
- 自治体・大学・企業等と連携した地域ぐるみのグローバル人材育成の取組等



● 国際サミットの開催



● 国際交流イベント



● 企業等の参画  
©トビタテ留学JAPAN

#### 検討にあたっての留意点

- 対象となる経費については、財務当局と調整中
- 海外渡航費や滞在費等の個人の留学に係る経費については、支援の対象外

# 高等学校関連の留学生施策【私立高校関係】



文部科学省

## 高校段階におけるグローバル人材の育成

令和7年度補正予算額

2億円

### 背景課題

- 少子高齢化・人口減少や、国際社会での相対的地位低下、国内での在留外国人増加による内なる国際化が進むなか、我が国が持続的に成長・発展していくためには、**世界で活躍するグローバル人材や、外国人材、不足するエッセンシャルワーカーを含め、地域の経済・社会を牽引する国際的な素養を持つ人材を育成**していくことが不可欠。
- **グローバル人材の抜本的な拡大**のためには、個人への留学支援だけでなく、**社会の人材育成の基盤となっている高校のグローバル化を促進する環境整備**が急務。

### 【現状と目標】

日本人高校生の海外留学生数  
現在：3.5万人（R5）

➔ **2033年 12万人**

日本の高校への外国人留学生数

現在：0.5万人（R5）

➔ **2033年 2万人**

## 国際交流・留学プログラム構築推進事業

### 事業目的

- 国内外でグローバル視点をもって活躍する人材の育成に向けて、**各高校等による国際交流や留学プログラムの構築を含めた環境整備を支援**。
- 留学を経験した生徒や外国人留学生との関わりをきっかけに、周囲の生徒の留学や国際的な課題への関心等を高め、**各校でのグローバル人材育成の機運を醸成・地域に波及**。
- 我が国の高校生が、**地域の特性も生かしながら、留学等を通じて国際的な素養を養うことができる教育体制を整備**。

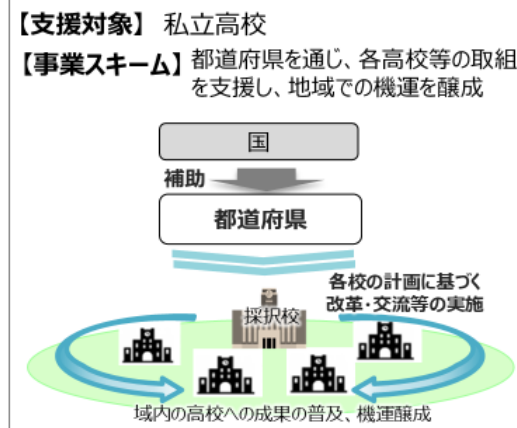


### 事業概要

- 各高校等において、育成を目指す人材像を踏まえた実施計画を策定し、
  - ① 海外の高校等との協定等による**国際交流・留学を含む教育プログラムの開発**
  - ② **留学支援体制構築**
 に**一体的に取り組む高校等を重点的に支援**。
- 採択校での成果やノウハウの普及を通じて、地域全体で**各高校等が実施するプログラムの普及・拡大やグローバル人材育成に向けた環境整備を促進**。

### 支援内容

- **グローバル人材育成に向けた環境構築**に係る経費を支援。
  - ✓ 有識者等による協力者会議開催に係る経費
  - ✓ 国際交流アドバイザー招へいに係る経費
  - ✓ 留学支援員の配置に係る経費
  - ✓ 外国人留学生受け入れに伴う環境整備に係る経費  
(地域課題解決型学習や異文化理解等のプログラム実施経費、日本語学習経費、オンライン環境整備等)



(担当：総合教育政策局国際教育課)

## 6. その他

### ①各制度の運用に係る事項等について

# ① 各事業の運用上の留意点等

# 犯罪被害者等に対する各種修学支援施策の周知について①

## 経緯

本年6月に「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（令和5年6月6日犯罪被害者等施策推進会議決定）が決定された。当該決定においては、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の基本理念に基づき、犯罪被害者等が、被害原因や居住地域にかかわらず、その置かれている状況等に応じ、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を適時適切に途切れることなく受けることができるようにするため、具体的な取組として、教育等の各分野にわたる各種社会保障・社会福祉等制度について、関係府省庁において、制度の内容に応じ、関係機関・団体に対し速やかに通知を発出するなどし、犯罪被害者等に配慮した取扱いを行うよう要請し、又は犯罪被害者等もこれらの制度を利用し得ることを周知することとされた。

## 令和5年6月15日付け 通知のポイント

### ○就学援助制度における家計急変対応

- 従来より、転入学又は被災、家計急変など、年度の中途において認定を必要とする者については、速やかに認定し、必要な援助を行うよう配慮することを通知において留意事項として示しているところ、犯罪被害等により家計が急変した場合においても、年度の中途において認定を必要とする者については、速やかに認定し、必要な援助を行うよう配慮すること。
- 就学援助制度の存在を知らないために支援を受けられないということがないよう、犯罪被害等により家計が急変した者も含め、年度の中途において認定を必要とする者に対して、遺漏なく周知すること。

### ○高等学校等就学支援金制度及び高校生等奨学給付金制度における家計急変対応

- 犯罪被害等により家計が急変した場合にも、高等学校等就学支援金制度や高校生等奨学給付金の対象となりうること。

### ○高等教育の修学支援新制度における家計急変対応

- 犯罪被害等により家計が急変した場合にも、高等教育の修学支援新制度の対象となりうること。

## 「ギョっとCH（チャンネル）」の新設

- 警察庁において、令和7年6月に犯罪被害者・支援者向けポータルサイトを新設。
- 犯罪被害にあわれた方やそのご家族・ご遺族に対する支援制度や相談窓口に関する情報を集約した支援に当たっての留意事項やオンデマンド研修教材（短時間動画）を掲載。
- 本ポータルサイトには、文部科学省をはじめ各府省が発出した犯罪被害者施策関連通知も掲載。

犯罪被害者・支援者向けポータルサイト「ギョっとCH」：警察庁  
<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/index.html>

犯罪被害にあわれた方・支援者のためのポータルサイト  
**「ギョっとCH(チャンネル)」新設** 令和7年  
6月20日～

～警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」に新設～




---

☆新設ポイント☆

- アクセシビリティの向上！  
 困りごとの項目を選択（複数可）することで情報の絞り込みが可能に。
- 情報を一元化！  
 関係機関・団体の支援制度等を幅広く掲載。
- 支援者向けオンデマンド研修教材を掲載！  
 支援者のニーズに合わせ、専門家等による講義の研修動画を多数制作。

犯罪被害にあわれた方・支援者のためのポータルサイト

ギョっとCH

>

ギョっとCHとは  
 犯罪被害にあわれた方やそのご家族・ご遺族に対する支援制度や相談窓口に関する情報を集約したポータルサイトです。支援に当たっての留意事項やオンデマンド研修教材（短時間動画）も掲載しています。詳細は下記URLからご確認ください。

---

☆「ギョっとCH(チャンネル)」の主な情報☆

こんなときは？  
(被害種別・困りごと別検索)

被害にあわれた種別（罪種）や抱えられている困りごとの内容に応じて支援制度や相談窓口等を検索できます。

あなたの街の支援

都道府県・市区町村が提供している犯罪被害者等への支援制度等の情報を提供しています。

各機関・団体の支援を知りたい

関係機関・団体ごとの支援制度等を知ることができます。

ギョっとチャンネル～支援者向けオンデマンド研修教材～

基礎的な知識から犯罪被害者等の心理など、初心者でも学べる内容の研修動画（10～20分程度）が多数あり、隙間時間にも活用できます。

---

X（旧Twitter）（犯罪被害者等支援）も開設!!

警察庁犯罪被害者等施策推進課の公式アカウントをポータルサイトと同時に公開します。犯罪被害者等支援に関する政策や取組の紹介、イベントの告知・募集等の情報を随時発信していきますので、ぜひご覧ください。



# 「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ & A」について

## 概要

いわゆる「宗教二世」の方々からの相談を含め、宗教に関する相談に対して、児童相談所等の虐待対応の現場において適切に対応することができるよう、厚生労働省において、児童虐待に当たる事例や児童相談所等が対応するにあたっての留意点等を整理したQ & A（以下、「本Q & A」という。）を作成。（令和4年12月27日）

それを踏まえ、文部科学省において、各学校において本Q & Aに基づく適切な対応が行われるよう、都道府県教育委員会等に対して通知を発出。（令和4年12月28日）

## 本Q&A（抜粋）

問4-2 宗教等の信仰活動等を通じた金銭の使い込み（寄附、寄進等の呼称の如何を問わない。）により家庭生活に大きな支障が生じ、養育環境の観点から適切な住環境、衣類、食事等が提供されていない場合や、児童の小学・中学・高校・大学への登校や進学等の教育機会の提供に支障が生じているような場合については、児童虐待に当たるか。

（答）

宗教等の信仰活動等を通じた金銭の使い込みの結果家庭生活に支障が生じる場合も含め、児童に対し、養育環境の観点から適切な住環境、衣類、食事等を提供しない行為はネグレクトに該当する。

同様の行為により、義務教育である小学校・中学校への就学、登校、進学を困難とさせることもネグレクトに該当する。

高等学校への就学・進学に関しても、児童本人が就学・進学を希望しており、合理的な理由なく信仰する宗教等の教義を理由として就学・進学を認めない行為は、児童の自立を損ねその心情を傷つける行為としてネグレクト又は心理的虐待に該当する。

## 通知より

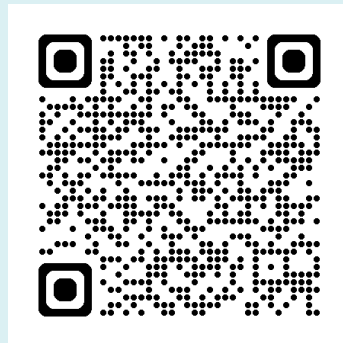
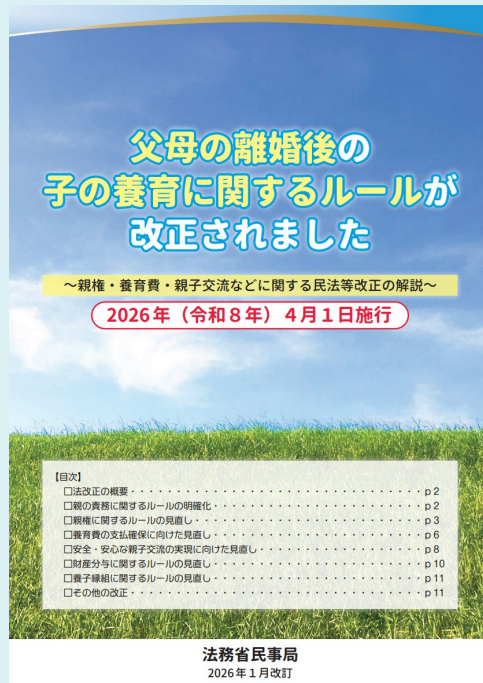
（高校生等への修学支援について）

本Q & A問4-2（答）では、宗教等の信仰活動等を通じた金銭の使い込みにより家庭生活に大きな支障が生じ、教育機会の提供に支障が生じているような場合について、左記下線のとおりとされている。高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金の支給に係る所得判定の際には、親権者が、「生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる者」である場合には、その者は保護者には含まれないことを踏まえ、関係機関と連携して適切に対応すること。

# 民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号）について

- 令和6年5月に成立・公布された「民法等の一部を改正する法律」は、父母の離婚等に直面する子の利益を確保するため、子の養育に関する父母の責務を明確化するとともに、親権・監護、養育費、親子交流、養子縁組、財産分与等に関する民法等の規定を見直すものであり、令和8年4月1日に施行されました。

## 参考資料



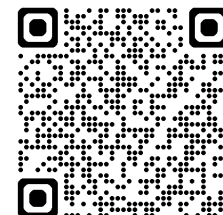
パンフレット  
(父母の離婚後の子の養育に関するルールが改正されました)



離婚後の子の養育に関する民法等の改正について～親権・養育費・親子交流などについてのルールが変わります！～  
(Youtube法務省チャンネル)

- 民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号）の施行に向けては、「父母の離婚後の子の養育に関する民法等改正法の施行準備のための関係府省庁等連絡会議」において、関係省庁が連携して取組を進めることとしており、今般、**「Q & A形式の解説資料」が作成**されました。
- Q & Aについては、「民法編」と「行政手続・支援編」の2編から構成されています。「行政手続・支援編」においては、特に学校関係の内容として、**就学事務における親権行使の考え方**や、**就学援助、高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金、特別支援教育就学奨励費等の支援制度における収入要件の考え方**等について、それぞれ考え方が整理されていますので、内容について御了知いただくとともに、**本件を所管する学校にお知らせいただくなど、その周知について御協力をお願いします。**

**※ Q & Aについては、今後も改定が予定されているため、最新版については、法務省ホームページより御確認ください。**



法務省HP  
(Q&Aの最新版等の関係資料  
は、こちらから御確認ください。)

# 高校生等への修学支援・離婚後共同親権に係る取り扱い

区分	取り扱い
<p>高等学校等就学支援金</p>	<p>高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）は、高校など（※）の授業料の負担を軽減することを目的としており、令和7年度までは、親権者等の収入に基づいて受給資格の認定をしていました。</p> <p>令和8年度からの就学支援金・新制度においては親権者に係る収入要件が撤廃されたため、離婚後共同親権となっても就学支援金の受給資格認定には影響ありません。</p> <p>ただし、就学支援金・新制度の対象外となる外国籍及び外国人学校の生徒等については、令和7年度までの旧制度が適用され、引き続き、親権者の収入要件を確認することとなります。</p> <p>その際、共同親権であるため親権者は2名だが、親権者の一方に就学に要する経費の負担を求めることが困難と思われる場合は、学校の所在地である都道府県に相談いただくこととしています。</p> <p>※ 高等学校、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校（高等課程）など</p>
<p>高校生等奨学給付金</p>	<p>高校生等奨学給付金は、高校の授業料以外の教育費の負担を軽減することを目的としており、対象となる生徒等の親権者の収入を確認して、支給を行う仕組みです。</p> <p>その際、共同親権であるため親権者は2名だが、親権者の一方に就学に要する経費の負担を求めることが困難と思われる場合は、学校の所在地である都道府県に相談いただくこととしています。</p>
<p>高校等専攻科の生徒への修学支援</p>	<p>高校等専攻科の生徒への修学支援は、高等学校専攻科に通う低所得世帯の生徒に対する授業料等の負担を軽減することを目的としています。</p> <p>高等学校専攻科は高校等を卒業した後に入学する教育課程であることから、大学など高等教育段階の修学支援制度に準じた支援の仕組みとしており、かつ、高等学校専攻科の生徒は、一般的には入学時点で成人年齢に達しており、生徒の成人後は親権が消滅することから、生計維持者の収入を考慮して認定を行う仕組みとしています。このため、離婚後共同親権制度の導入により支援の認定に変更が生じることはありません。</p>

# 令和6年能登半島地震により被災した児童生徒等への修学支援について

## 被災者に寄り添った柔軟な対応のお願い

被災によって経済的支援を必要とする児童生徒等に対しては、通常の手続きによることが困難と認められる場合においても、申請期間を延長するなど被災者に配慮した弾力的な対応を行うようお願いします。

また年度の中で家計急変した世帯には、各修学支援制度の家計急変制度の活用を検討いただくとともに、進路指導に際して、高校・大学等の進学先で利用できる経済的支援についても周知を行うようお願いします。

## 地震の影響で納税申告がなされていない場合の留意事項等

令和6年能登半島地震の発生に伴い、国税庁により納税申告等の期限の延長がなされたことに伴い、生徒等の保護者等の令和6年度の地方税の課税情報が取得できず、支援制度に係る認定の判定等に影響が出ることが想定されるため、以下のような取扱いをおこなうなどの配慮が考えられる。

### 【高等学校等就学支援金制度】

- ① 家計急変支援制度が活用できることの周知
  - ② 必要書類の提出期限の延長や就学支援金を遡及して支給すること、及びその周知
  - ③ 各学校における配慮事項の周知や、就学支援金が支給されるまでの間の授業料徴収の猶予等 (参考)令和6年7月2日付け事務連絡
- ※学び直し支援金や専攻科の生徒への修学支援 (いずれも国立含む) も上記に倣って対応いただくことが考えられる。



### 【高校生等奨学給付金制度】

- ① 家計急変支援制度の活用に関する周知
  - ② 受給申請書の提出期限の延長  
…課税情報を取得可能となった日から合理的な期間内に申請書が提出された場合、奨学給付金を満額支払うことも可能
- ※専攻科の生徒への奨学のための給付金においても、上記に倣って対応いただくことが考えられる。

いずれの制度でも、被災県以外の都道府県にも配慮が必要な生徒等がいる可能性があることに留意いただきたい。

詳細は「令和6年能登半島地震の影響により納税申告がなされていない場合の高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金等の支給事務における留意事項等について」(令和6年7月2日付け事務連絡)を参照。

# 令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（抄） （令和6年12月24日閣議決定）

## 4 義務付け・枠付けの見直し等

### 【文部科学省】

#### (26) 高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）

高校生等奨学給付金については、申請先が高等学校等就学支援金と異なり、保護者等の住所地の都道府県であることによって生じる都道府県、高等学校等の事務負担を軽減するため、申請者に分かりやすい周知方法を検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、高校生等奨学給付金の申請先を高等学校等就学支援金に合わせることであり、申請者にとって分かりやすい制度にすることについては、都道府県へのアンケート調査の結果を踏まえて検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# デジタル行財政改革

共通化の対象選定に向けた令和7年度の対象候補の選定及び作業依頼について（抄）  
令和7年9月26日 国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会

「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」（令和6年6月21日閣議決定。以下「本基本方針」という。）に基づき、共通化の対象候補となる業務・システムは、以下1～11のとおりとする。

各制度所管府省庁におかれては、本基本方針に基づき、以下の「依頼事項」のとおり対応をお願いしたい。その上で、共通化の対象を選定することとする。

（1～10（略））

## Ⅲ-2 システム共用化による国の制度改正への対応の即時化・省力化

### 11. 奨学給付金申請システム

#### (1) 制度所管府省庁

文部科学省（デジタル庁）

#### (2) 選定の理由

現状、授業料以外の教育費負担の軽減を目的とする高校生等奨学給付金（以下「奨学給付金」という。）の申請については、利用者（生徒の保護者）は、生徒が在学している学校（以下「在学学校」という。）を通じて、又は直接利用者の在住する都道府県に、申請書等必要書類を紙（来庁又は郵送）により提出する必要がある。

奨学給付金の申請について、オンライン申請を行えるようにすることは、利用者にとっては来庁等の手間の削減に資するとともに、在学学校や地方公共団体にとっても審査業務等の効率化に資するものである。

この点、授業料の一部又は全額を支援することによる教育費負担の軽減を目的とする高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）については、文部科学省が、「高等学校等就学支援金オンライン申請システム（e-Shien）を構築しており、利用者は全国共通のシステムを利用して、オンライン申請が可能となっている。

就学支援金に関する都道府県の事務と奨学給付金に関する都道府県の事務は、地方自治法上の事務区分が異なるとはいえ、同じ高校生等に対する支援であり、事務手続を担う主体も都道府県と学校である。上記のとおり、申請方法等の手続が異なることにより、利用者にとって複雑で不便なものとなっているだけでなく、地方公共団体や在学学校の負担となっている。

奨学給付金の手続のオンライン化についても、就学支援金の手続で利用される e-Shien を活用するなど、それぞれの地方公共団体が構築するよりも共通化した方がトータルコストを最小化できると考えられるため、奨学給付金に関する申請システムを共通化の対象候補とする。

<参考> 令和7年地方分権提案（管理番号 175）

#### (3) 依頼事項

文部科学省は、デジタル庁の協力を得て、いわゆる高校無償化に関する議論の進捗を踏まえつつ、令和9年3月末までに、共通化の方法や今後のスケジュールを記した推進方針案を策定されたい。

その際、申請者の利便性の向上や在学学校や地方公共団体の業務負担の軽減を考慮しつつ、地方公共団体独自のシステムや地方公共団体の事務の実態を把握した上で、e-Shien の対象業務に奨学給付金を追加することなどにより、奨学給付金と就学支援金の一体的なオンライン申請を可能とすることを念頭に入れながら、国・地方を通じたトータルコストを最小化する具体的な方法を検討されたい。

検討状況については、いわゆる高校無償化に関する議論の進捗を踏まえ別途定める時期に国・地方連絡協議会に対し、中間報告されたい。

## ② 保護者等の負担軽減について

令和7年6月25日 7文科初第873号 初等中等教育局長通知

- 学校における補助教材及び通学用服等の学用品等の購入は、**保護者等の経済的負担が過重なものにならないよう留意が必要**。
- 現下の物価高により、影響を受ける家計の負担軽減が一層重要となっていることも踏まえ、各教育委員会等における検討に資するよう**工夫事例を整理し周知**し、地域の実情に応じた**積極的な取組の検討**を依頼。
- 加えて、各教育委員会等における予算措置以外の取組や工夫について、**情報提供※1**を依頼。(事例が一定数集まった場合には、文部科学省において取りまとめ、情報提供する予定。)

## 保護者等の経済的負担を軽減させるために、教育委員会等が工夫をしている事例

### 1 保護者等負担で購入していた教材の学校備品化

- 毎年購入していた教材 (例:算数セット、彫刻刀、裁縫セット等) を**学校備品として整備**。
- 各教科等で使用する教材のうち、学校に備えるべき品目や数量の目安は「**教材整備指針**」として提示し、所要の地方財政措置が講じられている。

### 2 学校指定物品に関する学校向けガイドラインの作成

- 制服や体操服等の学校指定品の業者選定や契約等に関して、教育委員会が**学校向けのガイドライン**を作成。各学校が契約の競争性、公平性を確保しつつ、より質が高く低価格の物品の指定に努めるよう促す。
- ガイドラインでは、具体的な事務手続のフローチャート、指定物品の点検項目表、業者選定評価書、入札仕様書等を例示。

### 3 EC サイトの導入による ICT 端末の低廉化等

- 高校生が使用するICT端末について、教育委員会が事業者と連携して EC サイトを立ち上げ、保護者等が通常価格よりも安価に購入できるように。**教育委員会が端末と附属品を一括選定で大量調達**し、スケールメリットを活かした低廉化を実現。

- このほか、**補助費用を差し引いた金額で、EC サイトから購入**できる仕組みを提供し、保護者等の一時的な経済的負担を軽減。

### 4 制服の見直しによる安価化やレンタル制度の導入

- 県立高等学校が、**コンペの実施や生地の見直し**により制服の価格を低廉化させ、事業者の協力のもと、レンタル制度を導入。
- その際、教職員に加え**生徒をメンバーとした検討会を設置**し、生徒や保護者からアンケートをとりながら検討を進めている事例。

### 5 高校生等奨学給付金の高等学校等による代理受領

- 高校生等奨学給付金の給付に当たり、**高等学校等が給付金を代理受領**し、保護者等が負担する授業料以外の教育費と相殺することができ旨を**都道府県の交付要綱等に規定**するよう依頼。
- 代理受領により給付金を処理することで、保護者等の一時的な経済的負担も軽減。

<添付資料> 保護者等の経済的な負担を軽減させるための取組

[https://www.mext.go.jp/content/20250701-mxt\\_shuugaku-000043473\\_001.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20250701-mxt_shuugaku-000043473_001.pdf)

(※1 情報提供フォーム:<https://forms.office.com/r/yLHNE9eHmf>)

家計における教育費等の保護者負担軽減の取組

①小学校、中学校、高校等への入学準備支援

～富山県立山町～  
物価高騰対策子育て応援給付金

- ・小・中学校へ入学する際の学用品準備に対する支援として、1人あたり10,000ポイントの地域通貨（たてポ）を支給。
- ・高校等へ入学する際に発生する、学用品の購入費用として、1人あたり20,000円の支援金を支給。

予算計上額：347万円

物価高騰対策入学準備支援

教育課教育政策係  
076-462-9981

物価高騰の影響を受ける子育て世帯を対象に、新年度に小学校・中学校へ入学する際の学用品の準備支援として、児童生徒1人あたり、10,000ポイントのたてポを付与します。

児童生徒一人当たり 10,000ポイント（1月中旬以降、申請受付開始予定）

※今年度、対象の児童を養育する子育て世帯へ支給



予算計上額：460万円

物価高騰対策子育て応援給付金

教育課教育政策係  
076-462-9981

物価高騰の影響を受ける子育て世帯を対象に、中学校3年生の保護者へ、生徒1人あたり、20,000円を支給します。 ※今年度、対象の生徒を養育する子育て世帯へ支給

②小学校、中学校への入学準備支援

～北海道標津町～  
小中学校入学祝い金助成事業

- ・小・中学校への入学に係る学用品や制服・教材などの購入費用として、1人あたり50,000円の入学祝い金（町商品券）を支給。



③物価高騰に対応するための教育費の追加支援

～宮城県～  
高等学校等修学支援費（県立学校物価高騰対策分）

- ・低所得世帯を対象とした高校生等奨学給付金を2,400円上乘せで給付。